

使用済自動車の再資源化等に関する法律

(自動車リサイクル法)

更新許可申請・変更届の手引き

令和5年12月

柏市環境部産業廃棄物対策課

目 次

I	自動車リサイクル法の概要	7
1	自動車リサイクル法の対象自動車	7
2	自動車リサイクル法と廃棄物処理法との関係	8
II	解体業の許可	10
1	根拠法令	10
2	解体業の許可の概要	10
(1)	解体業の位置づけ	10
ア	許可が必要な行為	10
イ	解体業の許可と廃棄物処理法の関係	11
(2)	解体業者の行為義務	11
ア	使用済自動車の引取り	11
イ	エアバッグ類の回収	12
ウ	使用済自動車の再資源化	12
エ	使用済自動車又は解体自動車の引渡し	12
オ	電子マニフェストによる使用済自動車等の移動報告	13
カ	標識の掲示	13
キ	掲示板の設置	13
3	解体業の許可基準等	14
(1)	施設に係る基準	14
ア	使用済自動車（解体自動車）を解体するまでの間保管するための設備	14
イ	使用済自動車を解体するための施設	16
(ア)	燃料採取場所（解体作業場以外の場所で燃料の抜き取りを行う場合）	16
(イ)	解体作業場	17
(ウ)	取り外した部品を保管するための設備（部品保管設備）	17
(エ)	廃棄物保管場所	18
ウ	解体自動車（解体した後に残る廃車ガラ）を保管するための施設	18
(2)	解体業許可申請者の能力に係る基準	18
III	破碎業の許可	20
1	根拠法令	20
2	破碎業の許可の概要	20
(1)	破碎業の位置づけ	20
ア	許可が必要な行為	20
イ	破碎業の許可と廃棄物処理法の関係	20
(2)	破碎業者の行為義務	21
ア	解体自動車の引取り	21

イ	解体自動車の再資源化	2 1
ウ	解体自動車の引渡し	2 2
エ	自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）の引渡し	2 2
オ	電子マニフェストによる解体自動車，自動車破砕残さの移動報告	2 2
カ	標識の掲示	2 2
キ	掲示板	2 2
3	破砕業の許可基準	2 2
(1)	施設に係る基準	2 2
ア	解体自動車を破砕前処理又は破砕するまでの間保管するための施設（圧縮又はせん断した後の解体自動車も同様）	2 2
イ	破砕前処理施設	2 3
(2)	破砕業許可申請者の能力に係る基準	2 4
IV	更新の手続きについて	2 5
1	手続きフロー	2 5
2	解体業許可申請書及び添付書類	2 6
	必要書類一覧表	2 6
(1)	解体業許可申請書	2 8
(2)	添付書類	3 0
3	破砕業許可申請書及び添付書類	3 6
	必要書類一覧表	3 6
(1)	破砕業許可申請書	3 8
(2)	添付書類	4 0
4	提出先等	4 5
5	許可証の交付	4 5
V	許可後の手続き	4 6
1	自動車リサイクルシステムの登録	4 6
2	変更の許可	4 6
3	変更届	4 6
4	廃業等届	4 8
5	許可証の再交付及び返納	4 9
VI	様式及び標準的な記載方法	5 0
	解体業許可・許可の更新申請書	5 1
	事業計画書及び収支見積書（解体業）	5 5
	誓約書	5 7
	解体業変更届出書	5 8
	解体業廃業等届出書	5 9

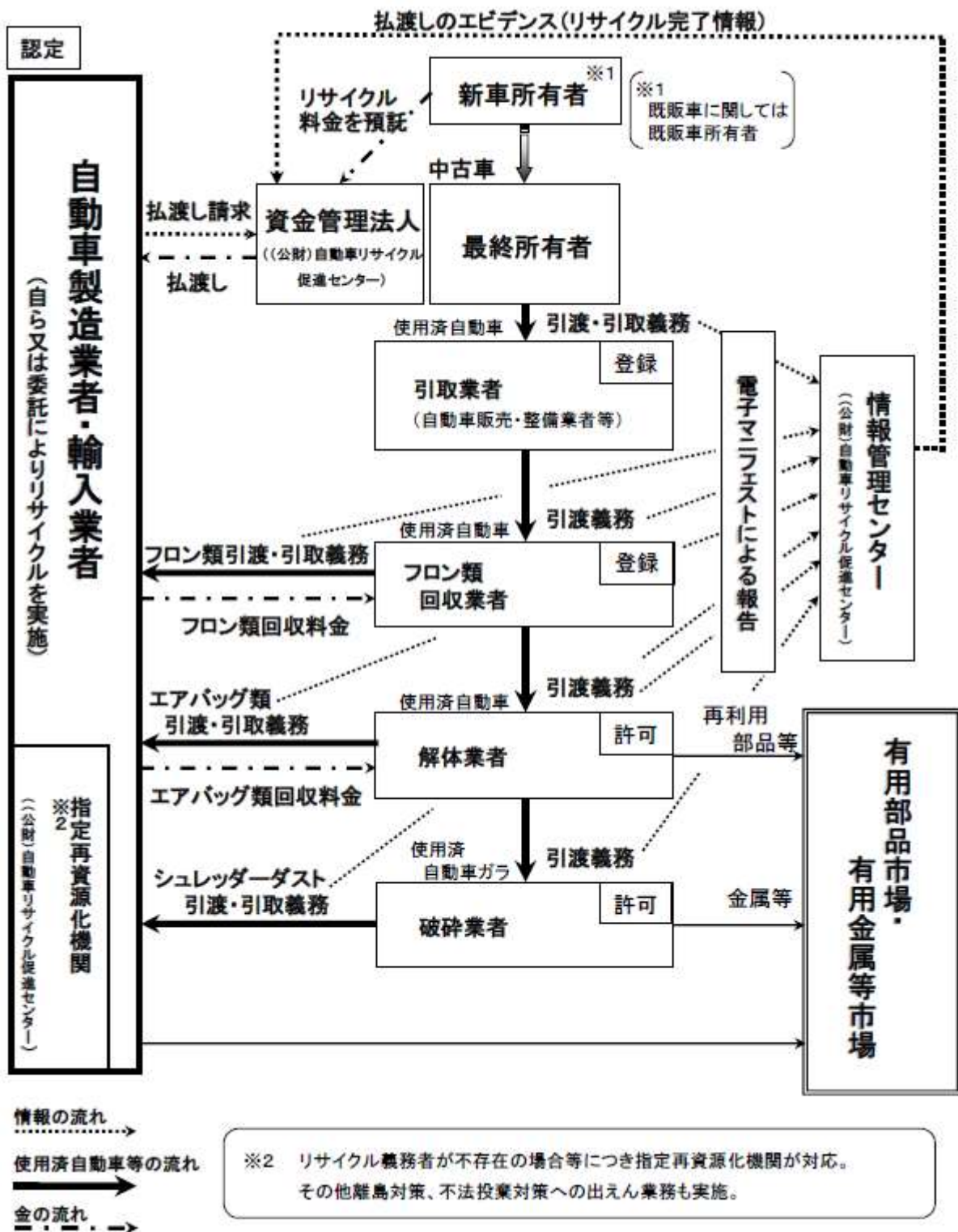
許可証再交付申請書	60
破碎業許可・許可の更新申請書	61
事業計画書及び収支見積書（破碎前処理業）	65
破碎業の事業の範囲の変更許可申請書	67
破碎業変更届出書	71
破碎業廃業等届出書	72
解体業許可申請書（記載例）	73
事業計画書及び収支見積書（解体業）（記載例）	78
平面図記載例（解体業用）	81
油水分離装置における構造図及び設計計算書（例）	82
破碎業許可申請書（記載例）	83
事業計画書及び収支見積書（破碎前処理業）（記載例）	88
平面図記載例（破碎業用）	90

次に掲げる用語の意義は以下のとおりとする。

- 法 使用済自動車の再資源化等に関する法律
(平成14年7月12日法律第87号)
- 令 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令
(平成14年12月12日政令第389号)
- 規則 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則
(平成14年12月20日経済産業省・環境省令第7号)
- 細則 柏市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則
(平成20年2月15日規則第6号)

I 自動車リサイクル法の概要

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の概念図



1 自動車リサイクル法の対象自動車

(1) 自動車リサイクル法の対象となる自動車は、次に掲げるものを除く全ての自動車である（トラック・バス等の大型車，特種自動車，ナンバープレートの付いていない構内車も含むことに留意すること）。

＜対象外となる自動車＞

- ・被けん引車
- ・二輪車（原動機付自転車，側車付のものを含む。）
- ・大型特殊自動車，小型特殊自動車（フォークリフト，ブルドーザ，農耕トラクタ等）
- ・その他政省令で定めるもの（農業機械，林業機械，スノーモービル，公道を走らないレース用自動車，自衛隊の装甲車，公道を走らない自動車製造業者等の試験・研究用途車，ホイール式高所作業車，無人搬送車）

(2) 対象となる自動車のうちでも次に掲げる架装物部分については，破砕業者で処理されることが少なく，かつ載せ替えや別用途での利用等により再利用される場合も多いとの理由から，シュレッダーダスト，カーエアコン用フロン類及びエアバッグ類に焦点をあてている自動車リサイクル法においては対象外としている。

＜対象外となる架装物＞

- ・保冷貨物自動車の冷蔵用装置その他のバン型の積載装置
- ・コンクリートミキサーその他のタンク型の積載装置
- ・土砂等の運搬用自動車の荷台その他の囲いを有する積載装置
- ・トラッククレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に装備される特別な装置

これらの架装物がキャブ付きシャシ部分と一緒に解体される場合には，架装物部分は自動車リサイクル法の外での対応ということになるため，自動車リサイクル法の登録・許可業者には法律上の引取義務はなく，シュレッダーダスト分のリサイクル料金の対象ともならない。この場合，一般的な廃棄物処理法上のルール(廃棄物処理法の業の許可や manifests 制度等)に従って処理がなされることに留意する。

2 自動車リサイクル法と廃棄物処理法との関係

(1) 使用済自動車等（使用済自動車，解体自動車，シュレッダーダスト，エアバッグ類）は，自動車リサイクル法の規定により，その金銭的価値の有無に関わらず全て廃棄物処理法上の廃棄物として扱われることになる（ただし，取り外した部品等や電炉会社等に引き渡される解体自動車（廃車ガラ）については，有価での引渡しであれば原則廃棄物には当たらない。）。

自動車リサイクル法が本格的に施行された平成17年1月1日以降において，使用済自動車，解体自動車，シュレッダーダスト，エアバッグ類は，廃棄物処理法上の廃棄物とみなされることから，使用済自動車等の処理（積替え，保管，収集運搬，処分）については，自動車リサイクル法に別の定めがない限り，廃棄物処理法に従って行わなければならない。

平成16年12月31日までに使用済自動車として引き取られたものについても，有価性の有無にかかわらず廃棄物処理法の処理基準が適用される。

なお，使用済自動車等は廃棄物処理法上の廃棄物とみなされたとしても，有用な金属等を含むことから，当事者間において有価での流通を妨げるものではない。

(2) 自動車リサイクル法の登録・許可業者については，自らが行う引取り又は引渡しに係る使用済自動車等の運搬・処理にあたって廃棄物処理法の業の許可は不要である。

また，事業所所在地の都道府県知事等の登録・許可を受けていれば他の都道府県

でも収集運搬が可能である。

ただし、運搬・処理にあたっては廃棄物処理法に基づく廃棄物処理基準に従う必要がある。

① 引取業者

自動車の最終所有者から使用済自動車を引取り、又は次の工程であるフロン類回収業者若しくは解体業者に使用済自動車を引き渡す際に、自らが行う運搬に係る一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可は不要となる。

② フロン類回収業者

引取業者から使用済自動車を引取り、又は次の工程である解体業者に使用済自動車を引き渡す際に、自らが行う運搬に係る一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可は不要となる。

③ 解体業者

引取業者若しくはフロン類回収業者から使用済自動車を引取り、又は他の解体業者又は破砕業者に使用済自動車等を引き渡す際に、自らが行う一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可は不要となる。

自ら回収したエアバッグ類を自動車製造業者等に引き渡す際の運搬を行う場合も同様である。

使用済自動車又は解体自動車の処分を行う際の一般廃棄物又は産業廃棄物の処分業の許可は不要となる。

④ 破砕業者

解体業者若しくは破砕前処理を行う破砕業者から解体自動車を引取り、又は他の破砕業者に解体自動車を引渡し若しくは自動車製造業者等に自動車破砕残さを引き渡す際の運搬について、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要となる。

解体自動車の破砕前処理又は破砕処理を行う場合の産業廃棄物処分業の許可は不要となる。

(3) 登録・許可業者は、次の工程となる登録・許可業者に使用済自動車等を引き渡す義務があるが、廃棄物処理法に基づく委託契約書締結義務はない（ただし、委託契約書の自主的な締結は当然に可能）。

また、この場合には、使用済自動車等の引取り・引渡しについては、自動車リサイクル法上の電子マニフェスト制度が適用される。

(4) 他方、次工程への使用済自動車等の運搬を他者に委託して行う場合には、廃棄物処理法の収集運搬業の許可（産業廃棄物・一般廃棄物どちらでも可）を有する事業者に委託することが必要となる（産業廃棄物であれば、廃棄物処理法上のマニフェストは不要であるが、廃棄物処理法に基づく委託契約書は必要）。

また、自動車リサイクル法の登録・許可業者であっても使用済自動車等以外の廃棄物を扱う場合には当然に廃棄物処理法の業の許可が必要となる。

- ・ 自らの引渡しに係る使用済自動車等の運搬を第三者に委託して行う場合、その運搬を行う者は一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可を受けている事業者¹に委託しなければならない。
- ・ 廃棄物処理法上のマニフェストについては、電子マニフェストに委託の相手方を入力することにより交付が不要となるが、委託契約書の締結は必要。
- ・ 使用済自動車等の解体により発生した廃油等の廃棄物の運搬又は処分を第三者に委託する場合は、廃棄物処理法の許可業者に委託する必要がある。

II 解体業の許可

1 根拠法令

法 : 第60条及び第61条
規則 : 第55条

2 解体業の許可の概要

(1) 解体業の位置づけ

ア 許可が必要な行為

(ア) 使用済自動車からエアバッグ類を回収する行為

自動車リサイクル法では、解体業者が使用済自動車を引き取ったときは、特段の作業をせずそのまま他の解体業者に引渡しする場合を除き、エアバッグ類（具体的には、運転席・助手席エアバッグのほか、サイド・カーテン式等のその他のエアバッグ及びシートベルトプリテンショナー等のインフレーター等（ガス発生器）部分）の回収が義務付けられている。 [法第16条第3項]

使用済自動車をハーフカットした解体自動車を部品として流通する場合、商品価値が低下する等の理由でエアバッグ類を回収しないことは認められない。

(イ) 使用済自動車から鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液、室内照明用の蛍光灯を回収する行為

解体業の許可を受けた者は、これらの部品等を回収し、技術的かつ経済的に可能な範囲で、再資源化を自ら行うか又は当該再資源化を業として行うことができる者に引き渡すことが義務付けられている。

(ウ) 使用済自動車から次の有用部品を回収する行為

区分	部品の名称等
外装	フロントバンパー、フェンダーパネル、ヘッドランプ、コーナールランプ、コーナーパネル、キャビン、フロントドア、リアドア、サイドミラー、リアバンパー、トランクパネル、リアスポイラー、テールランプ、バックドア、ドアガラス等
エンジン類	エンジン、キャブレター、タービン、スーパーチャージャー、インジェクションポンプ、シリンダーヘッド、ディストリビューター、エアコンプレッサー、ラジエター、インタークーラー、フェルポンプ、ピルクーラー、マフラー、触媒等
ミッション	ミッション、トルクコンバータ、プロペラシャフト等
走行関係	デフ、デフフォーシング、リアシャフト、ドライブシャフト、ABS、アクチュエーター、PSギアボックス、PSポンプ等
懸架	ストラット、リーフスプリング、メンバー、ロアアーム、アッパーアーム、スイングアーム、アクスルアーム等

電装	セルモータ，ダイナモ，エアフロメータ，コンデンサ，コンプレッサ，エバポレータ，スピードメータ，タコグラフ，エアコンパネル，オートアンテナ，カーコンポ，各種コンピュータ等
内装	ステアリングホイール，インストゥルメントパネル，シート，エアバッグ等

なお、ギロチンシャー、ニブラ等の重機やプレス機を使用して、解体作業を終えた自動車（以下「解体自動車」という。）の圧縮、せん断又は破砕を行う場合は、破砕業の許可が別途必要となる。

イ 解体業の許可と廃棄物処理法の関係

自動車リサイクル法の解体業の許可を受けていれば、自動車リサイクル法対象自動車の再資源化に必要な行為（収集運搬・処理）について廃棄物処理法の業の許可は不要（事業所所在地の都道府県知事等の許可を受けていれば他の都道府県等でも収集運搬が可能）となる。

（ア）収集運搬業の許可

- 柏市で解体業の許可を受けていれば、使用済自動車等の引取り又は引渡しに係る運搬を解体業者自らが行う場合の一般廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物収集運搬業の許可は不要となる。

例えば、千葉県や千葉市で使用済自動車等を積んで、柏市に降ろす場合も、柏市の許可を取得していれば、他の自治体の許可は不要となる。この場合、一般廃棄物であるもの、産業廃棄物であるものいずれも運搬できる。

許可が不要となるのは使用済自動車等の運搬を行う場合に限られ、廃棄物である他の物品を運搬する場合は、別途産業廃棄物収集運搬業の許可が必要となる。

なお、柏市で解体業を行うほかに、他の自治体の区域で解体業を行う場合は、別途その自治体の解体業の許可が必要となる。

- 使用済自動車の運搬を行う場合は、廃棄物処理法の収集運搬基準に従わなければならない。

（イ）処分業の許可

使用済自動車等の解体等の過程において廃棄物の処分に相当する行為を行う場合であっても、廃棄物処分業の許可は不要となる。

許可が不要となるのは使用済自動車等の処分を行う場合に限られ、他の廃棄物を処分する場合は、別途処分業の許可が必要となる。

なお、使用済自動車、解体自動車、エアバッグ類の処理を行う場合は、廃棄物の処理基準に従わなければならない。

（２）解体業者の行為義務

ア 使用済自動車の引取り

引取業者又はフロン類回収業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由*がある場合を除き、使用済自動車を引き取る義務がある。

[法第15条]

※ 正当な理由 [規則第4条]

- ① 天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合
事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難な場合を想定
- ② 解体自動車に異物が混入又は発煙筒が残置されている場合
他のゴミが詰められている場合又は発煙筒が残置されている場合を想定
- ③ 使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正保管に支障が生じる場合
大量一括持ち込みの要請がある場合等、自社の車両保管能力と照らし合せ適正な保管が困難である場合を想定
- ④ 使用済自動車の引取りの条件が通常取引の条件と著しく異なるものである場合
 - ・ 使用済自動車の引取りの際の本体引取価格や運搬その他の条件が一般的な商慣行（地域性についても考慮したもの）と著しく異なるものである場合
 - ・ 極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合
 - ・ 引取り側の合意（条件交渉）なく一方的に使用済自動車が置いていかれてしまう場合
 - ・ 普通乗用車しか引き取らない解体業者に大型商用車を引き取るよう要請された場合
- ⑤ 使用済自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合
盗難車と分かっているの引取り等を想定

イ エアバッグ類の回収

使用済自動車を引き取ったときは、特段の作業をせずにそのまま他の解体業者に引渡しする場合を除き、エアバッグ類（具体的には、運転席・助手席エアバッグのほか、サイド・カーテン式等のその他のエアバッグ及びシートベルトプリテンショナー等のインフレーター等（ガス発生器）部分）についての回収責任がある。

ウ 使用済自動車の再資源化

使用済自動車を引き取ったときは、特段の作業をせずにそのまま他の解体業者に引渡しする場合を除き、再資源化基準^{*}に従い適切な解体を実施する義務がある。

※ 解体業者の再資源化基準

- ・ 鉛蓄電池、タイヤ、廃油・廃液、（バス等の）室内照明用の蛍光灯を回収し、技術的・経済的に可能な範囲で自ら又は適正な業者に委託して再資源化（不可能な場合には、廃棄物として適正処理）すること。
- ・ 有用部品や材料等を技術的かつ経済的に可能な範囲で回収すること。

等

エ 使用済自動車又は解体自動車の引渡し

引き取った使用済自動車又は解体自動車（廃車ガラ）は、他の解体業者、破砕業者又は解体自動車全部利用者（電炉・転炉に投入してリサイクルを行う業者、スクラップ源として輸出を行う廃車ガラ輸出業者）へ引き渡す義務がある。

なお、破砕業者にも引取義務があるが、鉛蓄電池・タイヤを取外していない等

正当な理由がある場合には引取拒否される可能性があることに留意すること。

解体自動車全部利用者に引き渡す場合には、引渡しの事実を証する書面^{*}を5年間保存する義務がある。

※ 解体自動車全部利用者への引渡しの事実を証明する書面

解体自動車全部利用者が作成した書面であって、以下の事項が記載されたもの。

- ・ 解体業者名
- ・ 解体自動車全部利用者名
- ・ 解体自動車を引き取った年月日
- ・ 解体自動車の車台番号

（車台番号については、実務上はリサイクル券や電子マニフェストシステムの画面コピーを活用することも想定される。）

オ 電子マニフェストによる使用済自動車等の移動報告

電子マニフェストを利用して、使用済自動車の引取り・引渡しとエアバッグ類の引渡しから3日以内に情報管理センター（(財)自動車リサイクル促進センター）に引取・引渡報告を実施する義務がある。

カ 標識の掲示

事業所ごとに標識を公衆の見やすい場所に掲げる必要がある。

標識は縦・横各20cm以上の大きさで、解体業者であること、氏名又は名称及び許可番号を記載したものであることが必要である。

実務上は、引取業者やフロン類回収業者の標識と兼ねて1つの標識とすることや複数の登録番号・許可番号を1つにまとめた標識とすることについても差し支えなく、A4版以上の大きさであれば、都道府県知事等からの許可証自体を公衆の見やすい場所に掲示することも足りる。

【標識の例】

〇〇自動車株式会社 △△事業所	
引取業者登録番号	21111×××××
フロン類回収業者登録番号	21112×××××
回収するフロン類の種類	CFC・HFC
解体業許可番号	21113×××××
破砕業許可番号	21114×××××
事業の範囲	破砕前処理（圧縮及びせん断）

キ 掲示板の設置 ※廃棄物処理法の規定による

- ・ 見やすい場所に掲げる。
- ・ 縦・横各60cm以上の大きさとする。

- ・ 使用済自動車保管場所・解体自動車保管場所ごとに設置することが望ましいが、保管場所の位置関係等により、以下の「掲示板の記載例」のように一つにまとめることもできる。

[掲示板の記載例]

使用済自動車・解体自動車の保管場所	
管理者の氏名又は名称及び連絡先	□□自動車解体（株） △△工場 ○○課 ○○ ○○ 電話 ○○○ - ○○○ - ○○○○
積み上げ高さ	最大 ○○m
保管量の上限	使用済自動車○○台 解体自動車○○台

- ・ 文字は黒字、下地は白地であることが望ましい。
- ・ 文字は読みやすく鮮明であること。
- ・ 雨水等によって、汚損したり、消えたりするものでないこと。

3 解体業の許可基準等

(1) 施設に係る基準 [規則第57条第1号]

ア 使用済自動車（解体自動車）を解体するまでの間保管するための設備

使用済自動車又は解体自動車の保管場所への外部からの人の進入防止及び保管区域の明確化のため、囲いを設置しなければならない。

<囲いについて>

- ① 保管場所の周囲に囲いを設ける（高さは地盤面より原則1.8m以上。ただし、破損等理由により新たに囲いを設置する場合は1.8m以上）ことが必要。
- ② 事業所全体が要件を満たす囲いで囲われている場合には、使用済自動車等の保管場所に別の囲いを設けることは不要であるが、事業所全体が要件を満たす囲いで囲われていない場合には、使用済自動車等の保管場所に要件を満たす別の囲いが必要である。
- ③ 囲いの材質としては、ブロック塀、金属板、ネットフェンス、トタン、建物等が考えられる。また、木杭に有刺鉄線等を張って囲いとする場合にあっては、容易に人がくぐり抜けられない程度に鉄線等を張らなければならない*。

※ 囲いに有刺鉄線を用いる場合

規格・材質：（1種）#14 径2.0mm以上

杭間隔：2.0m以内

張り間隔：0.3m以下の6本張り以上

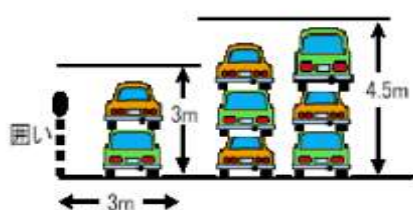
- ④ 使用済自動車の荷重が直接囲いにかかる構造である場合には、風圧力、地震力等のほか、使用済自動車の荷重に対して構造耐力上安全であり、変形及び損壊のおそれがないものであることが必要となることから、荷重が直接囲いにかかる場合の構造としては、一般に、金網フェンスやトタンフェンスは認められない。

なお、現に変形又は破損が見られ、人の侵入が容易になっているものについては基準に適合しない。

- ⑤ 囲いの出入り口には、施錠できる門扉を設けること。なお、出入り口の施錠については、容易に他人が外せないようなものでなければならない。門扉の材質は問わないが、破損等理由により新たに設置する場合は、金属製、硬質プラスチック製、鋳物等とし、ネット、シート等軟質なものは不可。また、高さについては、大人がまたげるもの及び子供がくぐれるものは不可とする。ただし、破損等理由により新たに設置する場合は、原則1. 8 m以上とする。
- ⑥ 囲いの範囲と使用済自動車や解体自動車の保管場所の範囲が一致する場合は、当該囲いをもって保管場所の範囲が明確であるといえる。
- ⑦ 事業所全体が囲いで囲まれており、その一部が使用済自動車の保管場所である場合には、以下のような対応を講じること。
 - ・ ロープ等の目印となるものを地面に固定する。
 - ・ 床面に白線等を引いて、その範囲を明確にする。

<保管について>

- ① 使用済自動車及び解体自動車は廃棄物とみなされるため、廃棄物処理法の保管基準が適用される。
- ② 保管の高さは



囲いの周囲から3 mまでは、高さ3 m

→おおむね2段

囲いの周囲から3 mより内側は、高さ4. 5 m

→おおむね3段

- ③ 保管の上限
保管場所の面積及び保管の高さの上限により形成される空間内に適正に保管できる数量とすること。ただし重心が重なるように積むこと。
- ④ 保管の日数
自動車リサイクル法において、解体業者が引取業者又はフロン類回収業者から使用済自動車を引き取った際に行う引取報告から解体自動車を破砕業者に引渡した際に行う引渡報告までの日数が120日となっていることから、120日を目安に破砕業者に引き渡さなければならない。
使用済自動車又は解体自動車を他の解体業者に引き渡す場合は、引取業者又はフロン類回収業者からの使用済自動車の引取りを最初に行った解体業者が引取報告を行った日から最後の工程の解体業者が解体自動車を破砕業者に引き渡す際の引渡報告の日までの日数が120日となる。
- ⑤ 廃油及び廃液の漏出防止に対する措置
 - ・ 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリート（コ

ンクリート厚150mm以上)で築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

- ・ 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。

老朽化した使用済自動車や事故にあった使用済自動車の中には廃油・廃液が漏出するおそれがあるものもある。したがって、あらかじめ廃油・廃液の抜き取りが確実に行われることが標準作業書で明らかにされていない場合は、廃油・廃液が漏出した場合であっても外部への流出や地下浸透を防止する構造の保管場所とする必要がある。

イ 使用済自動車等を解体するための施設

(ア) 燃料採取場所(解体作業場以外の場所で燃料の抜き取りを行う場合)

- ・ 床面は鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- ・ ガソリン、軽油は、揮発性が高く粘性が低いことから、床面に付着して降雨時等に徐々に流出するというよりは、速やかに床から排水溝、そしてためます等に流入するものと考えられる。

そこで、万が一燃料が漏出した場合でも外部への流出を防止するために、こぼれた燃料を速やかに拭き取り、又は降雨の前にためます等から汲み上げておくこと等を標準作業書に記載し、それに則って適正に対処することが必要である。

- ・ 排水溝に接続するためます等については、必ずしも専用のもを設ける必要はなく、解体作業場の排水を処理するために設けた油水分離装置と共用することも可能であるが、油水分離装置と共用する場合であって、燃料採取場所に屋根等が設置されていない場合には、そこに降る雨水の量も勘案して油水分離装置の能力を定めることが必要である。
- ・ 抜き取った燃料については、速やかに自家用車、フォークリフト等のタンクに移しかえて再利用する場合以外は、再資源化(再利用を含む)又は適正処理するまでの間、適切に保管する必要がある。
- ・ 燃料が漏出した場合の措置について、直ちにウエスで拭き取る等の対応を標準作業書に記入するものとする。
- ・ 燃料又は廃油を一定量(指定数量)以上保管する場合には、消防法により、市長の許可を受けた危険物施設以外の場所で貯蔵・取扱いを行ってはならないとされている^{*}。また、危険物施設における貯蔵・取扱いの技術上の基準が定められている。

※ 消防法の許可等の基準

危険物の保管量により手続対象が異なるので注意すること。

[基準算定式]

ガソリン：A^{リットル}、 軽油：B^{リットル}、 エンジンオイル等の廃油：C^{リットル}

$$\frac{A}{200} + \frac{B}{1000} + \frac{C}{6000} = X$$

$$X < 0.2 \quad \text{規制なし}$$

$$0.2 \leq X < 1 \quad \text{市の消防担当課へ届出}$$

$$1 \leq X \quad \text{市（窓口：消防本部）の許可}$$

【消防法届出対象にならない保管量の例】

ガソリン：20ℓ， 軽油：50ℓ， 廃油：200ℓ

$$\frac{20}{200} + \frac{50}{1000} + \frac{200}{6000} \approx 0.183 < 0.2$$

（イ）解体作業場

- ・ 使用済自動車から廃油及び廃液を回収することができる装置を有すること。ただし、手作業により使用済自動車から廃油及び廃液が適切かつ確実に回収されることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。
- ・ 床面は鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- ・ 必要な舗装の厚さや構造は、作業の内容や利用する重機の重量等によって異なることから、ここでは数値は定めないが、実際の作業内容に応じ、容易に破損又は地下浸透の原因となるひび割れを生じないように、構造耐力上安全なものとする必要がある。
- ・ 油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。ただし解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少なく、かつ、廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合はこの限りではない。
「解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少ない」構造としては、以下の条件を満たす場合が考えられる。
 - ① 横殴りの雨でも侵入を防ぐことができる屋根及び壁等が設けられていること
 - ② 周囲から解体作業場内に水が流れ込まない構造であること
 また、「廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合」とは、標準作業書において、
 - ① 万一廃油・廃液が床に漏出した場合には布等で速やかに拭き取ること
 - ② 解体作業場の清掃に水を用いないこと
 等が示されている場合が考えられる。
- ・ 解体作業場からの排水は雨水であっても廃油等を含むことから、外部に出す前に必ず油水分離装置で処理することが必要である。
- ・ 油水分離装置の機能を十分に発揮させるためには、適切な管理を行うことが重要であり、具体的な管理の方法については標準作業書に記載し、それに則って適切に管理することが必要である。

（ウ）取り外した部品を保管するための設備（部品保管設備）

- ・ 保管設備としては、床面を鉄筋コンクリート舗装等した専用の倉庫が考えられるが、例えば使用済トラックから取り外した幌付き荷台や、屋根がある場所に備え付けた鋼製の受け皿等であっても、十分な地下浸透防止機能が確認されているものであれば、これを使用してもよい。
- ・ 保管に先立ち部品の外部に付着した油分等を十分に拭き取るとともに、開口部を閉じる等の措置を講じることにより廃油、廃液が外部に流出することがないことが標準作業書により明らかにされている部品については、必ずしも上記

の保管場所に保管する必要はない。

- ・ バッテリー（特に破損して鉛蓄電池の電極が剥き出しになったもの）は、屋根・覆い及び壁等によって風雨に晒されることのない構造の保管施設で保管することが必要である（屋内、物置等の倉庫、密閉型ポリボックス、シート等での完全包装等）。
- ・ 屋外でタイヤ等を保管する場合にあっては、乱雑に積むと水が溜まり、ボウフラの発生源となりやすいので注意が必要である。必要に応じ、シートで覆いをしてタイヤ内に水が溜まらないようにする、定期的な薬剤散布を行う、水を捨てて積み直す等の措置が必要であり、その旨標準作業書に記載する。
- ・ 白線、ロープ等により保管場所の範囲を明確にすること。

(エ) 廃棄物保管場所

- ・ 解体工程で発生したもので、再利用（再生事業者への引渡しを含む）できないもの、有償で売却できないものについては産業廃棄物となるため、廃棄物処理法に従って管理・処分することになる。
- ・ 廃棄物の保管場所であることを示す掲示板を掲示すること。（縦横60センチメートル以上）

産業廃棄物保管場所	
産業廃棄物の種類	○○○○○○○○
管理者の氏名又は名称及び連絡先	□□自動車解体（株） △△工場 ○○課 ○○ ○○ 電話 ○○○ - ○○○ - ○○○○
保管の高さ （屋外で産業廃棄物を容器を用い ずに保管する場合）	○○m
数量 （処分等のための保管量上限）	○○m ³

- ・ 白線、ロープ等により保管場所の範囲を明確にすること。

ウ 解体自動車(解体した後に残る廃車ガラ)を保管するための施設

「使用済自動車（解体自動車）を解体するまでの間保管するための施設」（P 14）の記載事項と同様

(2) 解体業許可申請者の能力に係る基準 [規則第57条第2号]

ア 標準作業書

- ・ 標準作業書を常備し、従事者に周知していること。
- ・ 標準作業書の作成に当たっては、手続の円滑化のため、実際の作業工程の写真等を添付することによって文章による詳細な説明の一部に代えることもできる。

イ 事業計画書、収支見積書

- ・ 事業計画書は、解体実績（使用済自動車や解体自動車の引取り及び解体台数、解体自動車の引渡台数、保管量等）についても含めて記述したものとする。
- ・ 使用済自動車や解体自動車を不適正に大量に保管している実態が明らかであり、当該使用済自動車等の撤去が事業計画書の中で示されていない場合、又は

収支見積書により当該使用済自動車等の撤去を行うための資金的な目途が立たない場合には、解体業を継続できないものと認められる。

Ⅲ 破砕業の許可

1 根拠法令

法：第67条及び第68条
規則：第60条

2 破砕業の許可の概要

(1) 破砕業の位置づけ

ア 許可が必要な行為

具体的には解体自動車について次の行為を行う場合がある。

(ア) 解体自動車の破砕前処理

解体業者が解体を終えた解体自動車を引き取り、ニブラ、ギロチンシャー等の重機や、プレス機、切断機を使用して、圧縮又はせん断を行う場合
(廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業の許可では、「圧縮」、「切断」に該当)

(イ) 解体自動車の破砕処理

いわゆるシュレッダーを使用して解体自動車を破砕する場合
(廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業の許可では、「破砕」に該当)

※ 解体自動車の破砕施設の処理能力が1日5トンを超える場合は、破砕業の許可とは別に産業廃棄物処理施設(廃プラスチックの破砕施設に相当するもの)の設置許可を事前取得しておくことが必要である。

イ 破砕業の許可と廃棄物処理法の関係

自動車リサイクル法の破砕業の許可を受けていれば、自動車リサイクル法対象自動車の再資源化に必要な行為(収集運搬・処理)について廃棄物処理法の業の許可は不要(事業所所在地の都道府県知事等の許可を受けていれば他の都道府県等でも収集運搬が可能)となる。

(ア) 収集運搬業の許可

- 柏市で破砕業の許可を受けていれば、解体自動車等の引取り又は引渡しに係る運搬を破砕業者自らが行う場合の一般廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物収集運搬業の許可は不要となる。

例えば、東京都や千葉市で解体自動車等を積んで、柏市に降ろす場合も、柏市の許可を取得していれば、他の自治体の許可は不要となる。この場合、一般廃棄物であるもの、産業廃棄物であるものいずれも運搬できる。

許可が不要となるのは解体自動車の運搬を行う場合に限られ、解体工程において生じた廃油、金属くず等の廃棄物である他の物品を運搬する場合は、別途産業廃棄物収集運搬業の許可が必要となる。

なお、柏市で破砕業を行うほかに、他の自治体の区域で破砕業を行う場合は、別途その自治体の破砕業の許可が必要となる。

- 解体自動車の運搬を行う場合は、廃棄物処理法の収集運搬基準に従わなければならない。

(イ) 処分業の許可

解体自動車の破砕又は破砕前処理の過程において廃棄物の処分に相当する行為を行う場合であっても、廃棄物処分業の許可は不要となる。

許可が不要となるのは解体自動車の処分を行う場合に限られ、他の廃棄物を処分する場合は、別途産業廃棄物処分業の許可が必要となる。

なお、解体自動車の処分を行う場合は、廃棄物の処理基準に従わなければならない。

(2) 破砕業者の行為義務

ア 解体自動車の引取り

解体業者又は破砕業者（破砕前処理を行うものに限る。）から解体自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由*がある場合を除き、解体自動車を引き取る義務がある。 [法第17条]

※ 正当な理由 [規則第4条]

① 天災その他やむを得ない事由により解体自動車の引取りが困難である場合

事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難な場合を想定

② 解体自動車に異物が混入又は発煙筒が残置されている場合

他のゴミが詰められている場合又は発煙筒が残置されている場合を想定

③ 解体自動車の引取りにより、解体自動車の適正保管に支障が生じる場合

大量一括持ち込みの要請がある場合等、自社の車両保管能力と照らし合せ適正な保管が困難である場合を想定

④ 解体自動車の引取りの条件が通常取引の条件と著しく異なるものである場合

- ・ 解体自動車の引取りの際の本体引取価格や運搬その他の条件が一般的な商慣行（地域性についても考慮したもの）と著しく異なるものである場合
- ・ 極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合
- ・ 引取り側の合意（条件交渉）なく一方的に解体自動車が置いていかれてしまう場合
- ・ 普通乗用車しか引き取らない破砕業者に大型商用車を引き取るよう要請された場合

⑤ 解体自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合

盗難車と分かっているの引取り等を想定

イ 解体自動車の再資源化

解体自動車を引き取ったときは、特段の作業をせずにそのまま他の破砕業者に引渡しする場合を除き、再資源化基準*に従い適切な破砕又は破砕前処理を実施する義務がある。

※ 破砕業者の再資源化基準

① 破砕処理工程

- ・ 鉄，アルミニウム等を技術的かつ経済的に可能な範囲で分別回収すること。
- ・ 自動車由来のシュレッダーダスト（ASR）に異物が混入（他のシュレッダーダストの混合を含む。）しないように解体自動車（廃車ガラ）を破砕すること。

② 破砕前処理工程

- ・ 解体自動車（廃車ガラ）に異物を混入しないこと。

ウ 解体自動車の引渡し

破砕前処理を行う破砕業者は引き取った解体自動車を処理した後，他の破砕業者又は解体自動車全部利用者（電炉・転炉に投入してリサイクルを行う業者又はスクラップ源として輸出を行う廃車ガラ輸出業者）へ引き渡す義務がある。

解体自動車全部利用者に引き渡す場合には，引渡しの事実を証する書面^{*}を5年間保存する義務がある。

※ 解体自動車全部利用者への引渡しの事実を証明する書面

解体自動車全部利用者が作成した書面であって，以下の事項が記載されたものの。

- ・ 破砕前処理業者名
- ・ 解体自動車全部利用者名
- ・ 解体自動車を引き取った年月日
- ・ 解体自動車の車台番号

車台番号については，実務上はリサイクル券や電子マニフェストシステムの画面コピーを活用することも想定される。

エ 自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）の引渡し

破砕業者（破砕を行う場合）は，破砕工程後，自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）を自動車製造業者等に（指定引取場所において引取基準に従って）引き渡す義務がある。

指定引取場所及び引取基準については，主務大臣の認定を受けた自動車製造業者等で構成する組織のホームページ^{*}を参照すること。

※ 主務大臣の認定を受けた自動車製造業者等が構成する組織

A R T チーム <http://www.asrrt.jp/>

T H チーム <http://www.toyotsurecycle.co.jp/ASR/>

オ 電子マニフェストによる解体自動車，自動車破砕残さの移動報告

電子マニフェストを利用して，解体自動車の引取りと自動車破砕残さの引渡しから3日以内に情報管理センター（(財)自動車リサイクル促進センター）に引取・引渡報告を行う義務がある。

カ 標識の掲示

解体業の場合と同様（P 1 3）

キ 掲示板

解体業の場合と同様（P 1 3）

3 破砕業の許可基準等

（1）施設に係る基準 [規則第62条第1号]

- ア 解体自動車を破砕前処理又は破砕するまでの間保管するための施設（圧縮又はせん断した後の解体自動車も同様）

解体自動車の保管場所への外部からの人の進入防止及び保管区域の明確化のため、囲いを設置しなければならない。

< 囲いについて >

解体業の場合と同様 (P 1 4)

< 保管について > ※ 未圧縮のもの

① 解体自動車は廃棄物とみなされるため、廃棄物処理法の保管基準が適用される。

② 保管の高さ、上限

解体業の場合と同様 (P 1 5)

③ 保管の日数

自動車リサイクル法において、破砕業者が解体業者から解体自動車を引き取った際に行う引取報告から自動車破砕残さを自動車製造業者等に引渡した際に行う引渡報告までの日数が30日となっていることから、30日を経過するまでに自動車製造業者等に引き渡さなければならない。

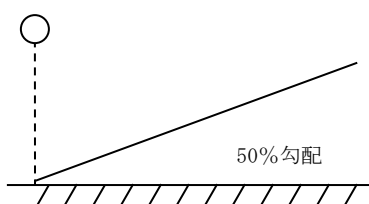
解体自動車を他の破砕業者に引き渡す場合は、解体業者からの解体自動車の引取りを最初に行った破砕業者が引取報告を行った日から最後の工程の破砕業者が自動車破砕残さを自動車製造業者等に引き渡す際の引渡報告の日までの日数が30日となる。

< 保管について > ※ 圧縮されたもの

① 解体自動車は廃棄物とみなされるため、廃棄物処理法の保管基準が適用される。

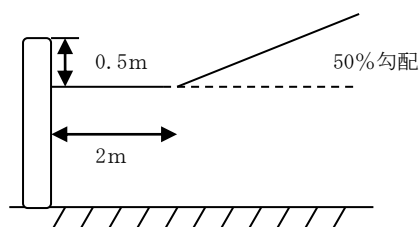
② 保管の高さ

(囲い)



囲いに接地しない場合

(囲い)



囲いに接地している場合

- ・ 廃棄物が囲いに接していない場合は、囲いの下端から勾配50%以下とすること。
- ・ 廃棄物が囲いに接している場合 (直接負荷部分がある壁) は、囲いの内側2mは囲いの高さより50cm以下の線とし、2m以内の内側は勾配50%以下とすること。

③ 保管の日数

上記と同様

イ 破砕前処理施設

- ・ 解体自動車の圧縮 (プレス) 又はせん断施設は、一般に廃棄物処理法に基づく都道府県知事等の許可が必要な産業廃棄物処理施設には該当しないが、当該施設での圧縮 (プレス) 又はせん断について廃棄物処理法の処理基準が適用されるこ

とから、処理基準を遵守できるよう、廃棄物の飛散・流出，騒音・振動の発生による生活環境保全上の支障が生じないような措置を講じた施設であることが必要である。

(2) 破砕業許可申請者の能力に係る基準 [規則第62条第2号]

ア 標準作業書

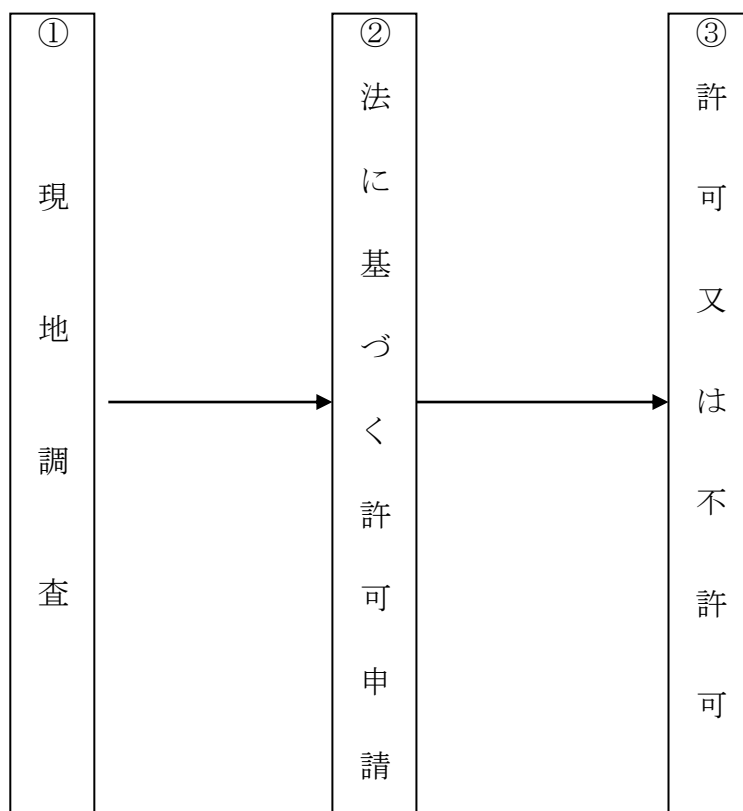
- ・ 標準作業書を常備し、従事者に周知していること。
- ・ 標準作業書の作成に当たっては、手続の円滑化のため、実際の作業工程の写真等を添付することによって文書による詳細な説明の一部に代えることも考えられる。

イ 事業計画書，収支見積書

- ・ 事業計画書は、破砕実績（解体自動車の引取り及び破砕の台数，自動車破砕残さの所分量及び保管量等）についても含めて記述したものとする。
- ・ 解体自動車や自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）を不適正に大量に保管している実態が明らかであり、当該自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）等の撤去が事業計画の中で示されない場合，又は収支見積書により当該自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）等の撤去を行うための資金的な目途が立たない場合には，破砕業を継続できないものと認められる。

IV 更新の手続きについて

1 手続きフロー



※ 法に基づく許可申請は、現地調査を終えた後に行う。

現地調査の中で、法に基づく指示事項があった場合には、それについての改善をし、その旨報告（改善報告書）した後に許可申請の手続きに入る。

2 解体業許可申請書及び添付書類 [規則第55条]

必要書類一覧表

1	解体業許可の更新申請書
2	解体業の用に供する施設（注1）
	平面図
	立面図
	断面図
	構造図
	設計計算書
	付近の見取図
	使用済（解体）自動車の最大保管量を算出した計算書
	油水分離槽処理能力計算書
	（写真）
3	施設の所有権（注1）（注2）
	土地登記簿謄本
	賃貸借契約書
	公図の写し
4	事業計画書及び収支見積書
5	申請者が個人の場合
	住民票の写し（注3）
	登記されていないことの証明書
6	申請者が法人の場合
	定款（又は寄附行為）のコピー
	登記簿謄本 （履歴事項が全て記載された商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）
	役員の住民票の写し（注3）
	役員の登記されていないことの証明書
	発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占めるものがある場合
	株式の数又は出資の金額を記載した書類
	住民票の写し ※ 株主が個人の場合（注3）
	登記されていないことの証明書 ※ 株主が個人の場合
	登記簿謄本 ※ 株主が法人の場合
7	解体業許可申請者に令第5条に規定する政令使用人がある場合
	住民票の写し（注3）
	登記されていないことの証明書
8	申請者が未成年者の場合
	法定代理人の住民票の写し（注3）
	登記されていないことの証明書

9	誓約書
10	標準作業書
11	解体業許可証のコピー

(注1) 添付書類2及び3については、その内容に変更がない限り、添付を要しないものとする。(ただし、事業所平面図は除く。)

(注2) 使用済自動車又は解体自動車の運搬を自動車によって行う場合は、当該自動車の自動車検査証の写しを添付する(電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項の写しを添付する)。当該自動車が借用の場合は、さらに賃貸契約書等の添付も要する。

また、重機等による解体を行う場合は、売買契約書又は賃貸契約書等を添付する。

(注3) 住民票の写しについては本籍(外国人にあっては国籍等)が記載され、個人番号(マイナンバー)の記載がないものを添付すること。

(注4) 申請書は上記の表にある順にならべ、表の左列に記載のある番号を書いたインデックスを、各番号に該当する書類のうち一番上に記載がある書類(例えば、表左列の番号が“2”の場合は“平面図”)につける。

(注5) 申請書に添付が必要とされる証明書等は、発行から3か月以内のものを用いること。

申請書の記載事項に訂正や内容の補正があった場合は、申請時に受理されず再提出することがある。申請書の記載内容について疑義がある場合は事前に確認したうえで、申請書を提出すること。

(1) 解体業許可申請書 (様式：P 5 1, 記載例：P 7 3)

各項目の留意事項は以下のとおりである。なお、申請書の作成を行政書士等が行う場合は、申請書(第1面)の右下に事務所名、行政書士等名及び電話番号を明記し、職印を押印すること。 [行政書士法施行規則第9条第2項]

ア 申請年月日

申請書提出時は記入せず、産業廃棄物対策課の内容審査が終わり、受理された時点で記入すること。

イ ※許可番号, ※許可年月日

柏市より付与された許可番号と柏市長より交付された許可証に記載された許可年月日を記載すること。

ウ 住所

- ・ 法人の場合は、商業登記簿謄本に登録している本店(本社)の住所をそのまま(漢字, 算用数字, ○○番○○号等に注意)記載すること。
- ・ 個人の場合は、住民票に記載されている住所をそのまま記載(漢字, 算用数字, ○○番○○号等に注意)すること。

エ 氏名又は名称

- ・ 商業登記簿謄本又は住民票に記載されているとおりに記載すること。
- ・ 個人の場合は、「○○自動車商店」等の屋号の記載は不要である。
- ・ 法人の場合であって、代表取締役がない場合については、実質的に代表となる取締役となっている者を代表者とする(この場合、役職の表示は「取締役」となる)。

オ 事業所の名称及び所在地

- ・ 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」の欄を繰り返し設けるか、別紙を添付することによって、全ての事業所について事業所ごとに記載すること。
- ・ 事業所の名称は、使用済自動車等の引取り又は引渡しの際に行う電子マニフェストによる移動報告において使用する名称を記載すること。
- ・ 所在地については、「柏市○○二丁目1番1号」のように記載すること(「2-1-1」等の省略は避ける。)

カ 事業の用に供する施設の概要

- ・ 以下に記載例を示すので参考にして記載すること。
なお、解体作業場及び燃料採取場については、床面の舗装及び屋根の有無について記載すること。また、部品保管設備及び廃棄物保管場については、保管場所の面積だけでなく、具体的な保管状況及び屋根の有無を記載すること。
- ・ 欄に書ききれない場合は、この欄に『別紙「事業の用に供する施設の概要」のとおり』と記載し、別紙を添付すること。

[記載例]

- | | | | |
|---|------------|-----|------------------|
| 1 | 使用済自動車保管場所 | ○○㎡ | 最大保管量○○台(普通車換算) |
| 2 | 解体自動車保管場所 | ○○㎡ | 最大保管量○○台(廃車ガラ換算) |

3	解体作業場	〇〇㎡	鉄筋コンクリート打設（150mm）	屋根有
4	燃料抜取場	解体作業場で行う		
5	部品保管設備①（バンパー等）	〇〇㎡	無筋コンクリート（100mm）＋鉄板（10mm）敷設	屋根有
	部品保管設備②（エンジン）	〇〇㎡	トラック荷台	屋根無
	部品保管設備③（その他）	〇〇㎡	コンテナ	屋根無
6	廃棄物保管場所①（バッテリー）	〇〇㎡	コンテナ	屋根有
	廃棄物保管場所②（廃タイヤ）	〇〇㎡	〇〇m ³	屋根無
	廃棄物保管場所③（廃油・廃液）	〇〇㎡	鉄筋コンクリート打設（150mm）	屋根有
7	油水分離槽	1箇所	4槽	
8	運搬車両	2台	（4t平ボディ1台，キャリアカー1台）	
9	危険物保管場所	〇〇㎡		

キ 他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県等のものを含む。）を有している又は廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可を有する場合又は他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県等のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合は、申請年月日）

- 自動車リサイクル法の解体業又は破砕業について、柏市以外の都道府県又は保健所設置市で許可を受けている場合は、その許可番号をすべて記載すること。
- 申請中の場合は申請書が受理された年月日を記載すること。
- 産業廃棄物処理業（産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業）の許可を有している場合についても同様に記載すること。
- 解体業又は破砕業、産業廃棄物処理業に係る柏市みなし許可を受けている場合は、柏市の許可番号の後に「みなし許可」と記載すること。
- 特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可については記載する必要はない。

【記載例】

都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあつては、申請年月日)
〇〇県	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇市	△△年△△月△△日申請
柏市	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（みなし許可）

ク 解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限

保管場所が複数ある場合には、所定の欄に全ての保管場所について必要事項を記載すること。または別紙にて記載したものを添付すること。

ケ 役員の氏名及び住所

- 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役、監査役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- これらの者については、住民票の写し及び商業登記簿謄本に記載されている事項を確認し記載すること。

- ・ 「〇〇市〇〇二丁目1番1号」のように記載すること（「2-1-1」等の省略は避ける。）。

コ 令5条に規定する使用人の氏名及び住所

- ・ 令5条に規定する使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者をいい、例えば、支社、支店、事業所の従業員が単独でその事業所等に係る契約を行うことができる場合等が該当する。
 - ① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）の代表者
 - ② 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置く事業所等の代表者
- ・ これらの者については、住民票の写しに記載されている事項を確認し記載すること。

サ 法定代理人の氏名及び住所

- ・ 申請者が個人で、その営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合は、その法定代理人の氏名及び住所を記載すること。
- ・ 住民票の写しに記載されている事項を確認し記載すること。

シ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称及び住所

- ・ 発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者がある場合は、すべての者について氏名又は名称、住所及び保有する株式の数又は出資の金額を記載すること。
- ・ 住民票の写し及び商業登記簿謄本に記載されている事項を確認し記載すること。

ス 標準作業書の記載事項

『別添「標準作業書」のとおり』と記載すること。

(2) 添付書類

ア 解体業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図（平面図以外は内容に変更がない限り、添付は要しない）

(ア) 平面図*

- ・ 事業所全体が分かるような場内配置図を添付すること。（P81参照）

※ 平面図に記載する項目（例）

- ・ 標識及び掲示板の設置場所
- ・ 囲い（材質・高さを記載）及び出入り口
- ・ 使用済自動車保管場所及び解体自動車保管場所
- ・ 燃料抜取場所
- ・ 解体作業場
- ・ 部品保管設備
- ・ 廃棄物保管場所
- ・ 油水分離装置（排水経路を含む。）
- ・ 危険物保管場所（ガソリン・軽油・廃油）
- ・ 事務所
- ・ 消火器

(イ) 使用済自動車保管場所又は解体自動車保管場所

- ・ 保管量の上限を計算した書類を作成すること。

- ・ 廃油及び廃液が漏出するおそれのある使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合は、

- ① 廃油及び廃液の地下浸透を防止するために床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置
- ② 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝を設けていること

が分かるように図面に記載すること。

また、油水分離装置及び排水溝を他の部分と共有している場合には、その旨記載すること。なお、油水分離装置については、降水量等からみて、その油水分離装置の処理能力が適正であることが分かる設計計算書等（P 8 2）を添付すること。

(ウ) 燃料採取場所（解体作業場以外の場所で燃料を抜き取る場合）

- ・ 装置を使用して燃料を回収する場合は、その写真を添付すること。
- ・ 廃油の地下浸透を防止するために床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置を講じ、事業所からの廃油の流出を防止するため、ためます及びこれに接続している排水溝を設けていることが分かるように図面に記載するとともに、関係する部分の措置等が分かるような写真を添付すること。
- ・ ためます又はこれに準じて設置している油水分離装置がある場合は、その容量又は処理能力が適正であることが分かる設計計算書等（P 8 2）を添付すること。

(エ) 解体作業場

- ・ その構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書を作成すること。なお、立面図及び断面図については設計図を添付すること（設計図の代わりに、建物の外観及び内部の状況の写真を添付してもよい）。
- ・ 解体作業場全体が分かる写真を添付すること。
- ・ 装置を使用して燃料以外の廃油及び廃液を回収する場合は、その写真を添付すること。
- ・ 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置を講じ、事業所からの廃油の流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝を設けていることが分かるように図面に記載するとともに、関係する部分の措置等が分かる写真を添付すること。
- ・ 解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少なく、かつ、廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかの場合に、油水分離装置及びこれに接続している排水溝を設けていない場合は、解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少ないことを図面等に明記すること。

(オ) 取り外した部品を保管するための設備（部品保管設備）

- ・ 種類ごとに取り外した部品を保管する場合は、種類ごとに平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書を添付すること。
- ・ 雨水等により事業所からの廃油及び廃液の流出を防止するため、屋根、覆いその他取り外した商品に雨水等がかからないようにするための設備の写真を添付すること。

- ・ 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置を講じていることが分かる写真を添付すること。
ただし保管に先立ち当該部品からの廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置を講じる場合にあっては、その旨別途添付する標準作業書に明記すること。

(カ) 廃棄物を保管するための場所（廃棄物保管場所）

- ・ 解体業に伴い排出される廃タイヤ、廃油、廃液（冷却液）及び鉛蓄電池（バッテリー）等の廃棄物を保管する場所が種類ごとに異なる場合は、種類ごとに平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書を添付すること。
- ・ 雨水等により事業所からの廃油及び廃液の流出を防止するため、屋根、覆いその他取り外した商品に雨水等がかからないようにするための設備の写真を添付すること。
- ・ 屋外で廃タイヤ等を保管する場合にあっては、乱雑につむと水が溜まり、ボウフラの発生源となりやすいので注意する必要がある。必要に応じシートで覆ってタイヤ内に水が溜まらないようにする、定期的な薬剤散布を行う又は水を捨てて積み直す等の措置が必要であり、その旨標準作業書に記載すること。

(キ) 油水分離装置

- ・ 油水分離装置の位置を平面図に記載すること。
- ・ 構造を明らかにするために構造図を作成すること。構造図は平面図（上から見た図）と側面図（横から見た図）を利用し、油水分離装置の形状を明確にすること。
- ・ 構造図には寸法を記載すること。なお、槽の深さは底面から配管の下限位置とする。
- ・ 油水分離装置については、降水量等からみて、その油水分離装置の処理能力が適正であることが分かる*設計計算書を作成すること。

※ 油水分離装置の処理能力算定基準

「油水分離装置における容積基準の算定方法」（P 8 2）を参照すること。

(ク) 当該施設付近の見取図

- ・ 住宅地図等を用いて本店（本社）付近の見取図を添付すること。
- ・ 本店以外に事務所及び事業所がある場合は、その付近の見取図を添付すること。

イ 申請者が解体業の用に供する施設の所有権（又は使用権原）を有することを証明する書類

(ア) 申請者が土地の所有者の場合

- ・ 土地登記簿謄本（申請者が所有者と確認できるものに限る）
- ・ 公図の写し（当該部分を着色する）

(イ) 申請者が土地の所有者と異なる場合

- ・ 土地登記簿謄本
- ・ 登記簿謄本に記載されている所有者との間になされた土地の使用権原を確認できる書類（土地の賃貸借契約書等）
- ・ 公図の写し（当該部分を着色する）

(ウ) 使用済自動車又は解体自動車の運搬を自動車によって行う場合

- ・ 自動車検査証の写しを添付すること（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項の写しを添付すること）。
- ・ 借用する場合は、賃貸契約書等を添付すること。

(エ) 重機等による解体を行う場合

- ・ 売買契約書又は自主検査記録表等を添付すること。
- ・ 借用する場合は、賃貸契約書等を添付すること。

ウ 事業計画書及び収支見積書（様式：P 5 5，記載例：P 7 8）

(ア) 事業の全体計画

- ・ 作成年月日は申請日と同日にする。
- ・ 引取りから引渡しまでの流れを説明する内容を記載すること。
- ・ 有用部品及び廃棄物についても記載すること。

(イ) 使用済自動車の引取実績及び計画

年間計画は過去の実績と照合して妥当なものにすること。

(ウ) 解体実績

同一年度に受入れを行った実績と照合して妥当なものにすること。

(エ) 解体能力

過去の解体実績や、使用済自動車の保管の状況とは無関係に、1日作業を行った場合の解体可能台数を記載し、その数字と年間の稼働予定日数をかけて、年間の処理能力を算出する。

(オ) 保管の状況

- ・ 事業所以外の場所での上限（ 台）は、許可申請書に記載された「解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合」の保管量の上限と同一とすること。
- ・ 保管量の上限は、許可申請書に記載された上記の保管量の上限と「事業の用に供する施設の概要」に記載の保管量の上限の合計と整合性を取ること。

(カ) 年間収支見積書

使用済自動車又は解体自動車の保管が、保管基準に沿って適正に保管している場合にあつては、本書の提出をもって収支見積書の提出とする。

エ 申請者が個人の場合の添付書類

(ア) 住民票の写し^{※1}

住民票の写しについては本籍（外国人にあつては国籍等）が記載され、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付すること。

※1 市区町村が交付しているものが「住民票の写し」であることから、交付を受けたものをコピーせずそのまま提出する。

(イ) 登記されていないことの証明書

登記されていないことの証明書は許可の欠格事由（成年被後見人又は被保佐人であること）に該当しないことを証明するものである。証明書の発行は東京法務局後見登録課及び全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課の窓口で行っている。

請求にあたっては、直接窓口に出向くか、東京法務局後見登録課あて郵送することになる。

〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15（九段第2合同庁舎）4階

東京法務局民事行政部後見登録課

電話：03-5213-1360

オ 申請者が法人の場合の添付書類

（ア）定款又は寄付行為

株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、中間法人又は社団法人等については定款、財団法人等については寄付行為を添付すること。

（イ）商業登記簿謄本

履歴事項がすべて記載された商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書を添付すること。

カ 役員に関する添付書類

（ア）住民票の写し^{※1}

住民票の写しについては本籍（外国人にあつては国籍等）が記載され、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付すること。

※1 市区町村が交付しているものが「住民票の写し」であることから、交付を受けたものをコピーせずにそのまま提出すること。

（イ）登記されていないことの証明書

入手方法についてはエ（イ）を参照すること。

キ 発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者に関する添付書類

（ア）個人である場合

該当するすべての者について、住民票の写し^{※1}及び登記されていないことの証明書^{※2}を添付すること。

※1 住民票の写しについては本籍（外国人にあつては国籍等）が記載され、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付すること。

※2 入手方法についてはエ（イ）を参照すること。

（イ）法人である場合

該当するすべての法人について、商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書を添付すること。

ク 政令使用人に関する添付書類

（ア）住民票の写し^{※1}

住民票の写しについては本籍（外国人にあつては国籍等）が記載され、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付すること。

（イ）登記されていないことの証明書^{※2}

※1 市区町村が交付しているものが「住民票の写し」であることから、交付を受けたものをコピーせずにそのまま提出すること。

※2 入手方法についてはエ（イ）を参照すること。

ケ 申請者が未成年の場合の添付書類（申請者が個人に限る。）

（ア）法定代理人の住民票の写し※1

住民票の写しについては本籍（外国人にあつては国籍等）が記載され、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付すること。

（イ）法定代理人の登記されていないことの証明書※2

※1 市区町村が交付しているものが「住民票の写し」であることから、交付を受けたものをコピーせずにそのまま提出すること。

※2 入手方法についてはエ（イ）を参照すること。

コ 申請者が欠格要件に該当しないことを誓約する書面（P57）

- ・ 作成年月日は申請日と同日にすること。
- ・ 書面の氏名は、申請書に用いたものと同じのものを用いること。

サ 標準作業書

以下の項目について記載した標準作業書を添付すること。また事業所に常備し、従事者に周知させること。

- ① 処理の流れ（フローチャート）
- ② 使用済自動車の運搬の方法
- ③ 使用済自動車の保管
- ④ 廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法
- ⑤ 油水分離装置及びためます等の管理の方法
- ⑥ 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法、解体に伴って生じる廃棄物の処理の方法、部品・材料その他有用なものの保管の方法
- ⑦ 解体業の用に供する施設の保守点検の方法
- ⑧ 火災予防上の措置
- ⑨ 解体自動車の保管の方法
- ⑩ 解体自動車の運搬の方法
- ⑪ 事業所の配置図

3 破砕業許可申請書及び添付書類（規則第60条）

必要書類一覧表

1	破砕業許可の更新申請書
2	破砕業の用に供する施設（注1）
	平面図
	立面図
	断面図
	構造図
	設計計算書
	付近の見取図
	解体自動車の最大保管量を算出した計算書
	（写真）
3	施設の所有権（注1）（注2）
	土地登記簿謄本
	賃貸借契約書
	公図の写し
4	事業計画書及び収支見積書
5	申請者が個人の場合
	住民票の写し（注3）
	登記されていないことの証明書
6	申請者が法人の場合
	定款（又は寄附行為）のコピー
	登記簿謄本 （履歴事項が全て記載された商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）
	役員の住民票の写し（注3）
	役員の登記されていないことの証明書
	発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占めるものがある場合
	株式の数又は出資の金額を記載した書類
	住民票の写し ※ 株主が個人の場合（注3）
	登記されていないことの証明書 ※ 株主が個人の場合
	登記簿謄本 ※ 株主が法人の場合
7	破砕業許可申請者に令第5条に規定する政令使用人がある場合
	住民票の写し（注3）
	登記されていないことの証明書
8	申請者が未成年者の場合
	法定代理人の住民票の写し（注3）
	登記されていないことの証明書
9	誓約書

10	標準作業書
11	破砕業許可証のコピー

- (注1) 添付書類2及び3については、その内容に変更がない限り、添付を要しないものとする。(ただし、事業所平面図は除く。)
- (注2) 解体自動車の運搬を自動車によって行う場合は、当該自動車の自動車検査証の写しを添付する(電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項の写しを添付する)。当該自動車が借用の場合は、さらに賃貸契約書等の添付も要する。
また、重機等による破砕を行う場合は、売買契約書又は賃貸契約書等を添付する。
- (注3) 住民票の写しについては本籍(外国人にあっては国籍等)が記載され、個人番号(マイナンバー)の記載がないものを添付すること。
- (注4) 申請書は上記の表にある順にならべ、表の左列に記載のある番号を書いたインデックスを、各番号に該当する書類のうち一番上に記載がある書類(例えば、表左列の番号が“2”の場合は“平面図”)につける。
- (注5) 申請書に添付が必要とされる証明書等は、発行から3か月以内のものを用いること。

申請書の記載事項に訂正や内容の補正があった場合は、申請時に受理されず再提出することがある。申請書の記載内容について疑義がある場合は事前に確認したうえで、申請書を提出すること。

(1) 破砕業許可申請書 (様式：P 6 1, 記入例：P 8 3)

各項目の留意事項は以下のとおりである。なお、申請書の作成を行政書士等が行う場合は、申請書(第1面)の右下に事務所名、行政書士等名及び電話番号を明記し、職印を押印すること。 [行政書士法施行規則第9条第2項]

ア 申請年月日

申請書提出時は記入せず、産業廃棄物対策課の内容審査が終わり、受理された時点で記入すること。

イ ※許可番号, ※許可年月日

柏市より付与された許可番号と柏市長より交付された許可証に記載された許可年月日を記載すること。

ウ 住所

- ・ 法人の場合は、商業登記簿謄本に登録している本店(本社)の住所をそのまま(漢字, 算用数字, ○○番○○号等に注意)記載すること。
- ・ 個人の場合は、住民票に記載されている住所をそのまま記載(漢字, 算用数字, ○○番○○号等に注意)すること。

エ 氏名又は名称

- ・ 商業・法人登記簿謄本又は住民票に記載されているとおりに記載すること。
- ・ 個人の場合は、「○○自動車商店」等の屋号の記載は不要である。
- ・ 法人の場合であって、代表取締役がない場合については、実質的に代表となる取締役となっている者を代表者とする(この場合、役職の表示は「取締役」となる)。

オ 事業の範囲

当該申請に係る事業範囲(「破砕前処理」, 「破砕」)を記載すること。

カ 事業所の名称及び所在地

- ・ 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」の欄を繰り返し設けるか、別紙を添付することによって、全ての事業所について事業所ごとに記載すること。
- ・ 事業所の名称は、使用済自動車等の引取り又は引渡しの際に行う電子マニフェストによる移動報告において使用する名称を記載すること。
- ・ 所在地については、「柏市○○二丁目1番1号」のように記載すること(なるべく「2-1-1」等の省略は避ける。)

キ 事業の用に供する施設の概要

- ・ 以下に記載例を示すので参考にして記載すること。
- ・ 欄に書ききれない場合は、この欄に『別紙「事業の用に供する施設の概要」のとおり』と記載し、別紙を添付すること。

1	破砕前処理施設（圧縮施設）
	圧縮機 ○○型（能力 ○○○トン/日） 1基
2	解体自動車保管場所 ○○m ² ○○台
3	圧縮後解体自動車保管場所① ○○m ² ○○台
	圧縮後解体自動車保管場所② ○○m ² ○○台
4	運搬車両（平ボディー2台，キャリアカー1台）
	プレスカー 1台
5	油水分離槽 4槽式2箇所
6	その他（排水処理施設）

ク 当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には，その許可の年月日及び許可番号

廃棄物処理法第15条第1項又は第15条の2の5第1項の規定による許可を受けている施設であれば，その許可年月日及び許可番号を記載すること。

ケ 他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては，その許可番号（申請中の場合は，申請年月日）

他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては，その許可番号（申請中の場合は，申請年月日）

- ・ 自動車リサイクル法の解体業又は破砕業について，柏市以外の都道府県又は保健所設置市で許可を受けている場合は，その許可番号をすべて記載すること。
- ・ 申請中の場合は申請書が受理された年月日を記載すること。
- ・ 産業廃棄物処理業（産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業）の許可を有している場合についても同様に記載すること。
- ・ 解体業又は破砕業，産業廃棄物処理業に係る柏市みなし許可を受けている場合は，柏市の許可番号の後に「みなし許可」と記載すること。
- ・ 特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可については記載する必要はない。

[記載例]

都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあっては，申請年月日)
○○県	○○○○○○○○○○○○○○
○○市	△△年△△月△△日申請
柏市	○○○○○○○○○○○○○○ (みなし許可)

コ 破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には，当該場所の所在地，面積及び保管量の上限

保管場所が複数ある場合には，所定の欄に全ての保管場所について必要事項を記載すること。または別紙にて記載したものを添付すること。

サ 役員の氏名及び住所

- ・ 役員とは，業務を執行する社員，取締役，執行役，監査役又はこれらに準ずる者をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，法人に対し業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

- ・ これらの者については、住民票の写し及び商業登記簿謄本に記載されている事項を確認し記載すること。
- ・ 「〇〇市〇〇二丁目1番1号」のように記載すること（なるべく「2-1-1」等の省略は避ける。）。

シ 令5条に規定する使用人の氏名及び住所

- ・ 令5条に規定する使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者をいい、例えば、支社、支店、事業所の従業員が単独でその事業所等に係る契約を行うことができる場合等が該当する。
 - ① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）の代表者
 - ② 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置く事業所等の代表者
- ・ これらの者については、住民票の写しに記載されている事項を確認し記載すること。

ス 法定代理人の氏名及び住所

- ・ 申請者が個人で、その営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合は、その法定代理人の氏名及び住所を記載すること。
- ・ 住民票の写しに記載されている事項を確認し記載すること。

セ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称及び住所

- ・ 発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者がある場合は、すべての者について氏名又は名称、住所及び保有する株式の数又は出資の金額を記載すること。
- ・ 住民票の写し及び商業登記簿謄本に記載されている事項を確認し記載すること。

ソ 標準作業書の記載事項

『別添「標準作業書」のとおり』と記載すること。

(2) 添付書類

ア 破砕業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図（平面図以外は、内容に変更がない限り、添付は要しない。）

(ア) 平面図※

- ・ 事業所全体が分かるような場内配置図を添付すること。

※ 平面図に記載する項目（例）

- ・ 標識及び掲示板の設置場所
- ・ 囲い（材質・高さを記載）及び出入口
- ・ 解体自動車保管場所、圧縮後解体自動車保管場所、せん断後解体自動車保管場所及び自動車破砕残さ保管場所
- ・ 圧縮機、せん断機及び破砕機
- ・ 排水処理施設（排水経路を含む。）（破砕処理施設がある場合に限る。）
- ・ 有価物（金属くず）保管場所
- ・ 消火器
- ・ 事務所

(イ) 解体自動車保管場所、圧縮（プレス）後又はせん断後解体自動車保管場所

若しくは自動車破碎残さ保管場所

- ・ 各保管量の上限を計算した書類を作成すること。
- ・ 自動車破碎残さの保管に伴い汚水が生じ、かつ、当該汚水が事業所から流出するおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設等を設けることになっていることから、その部分が分かる図面及び写真を添付すること。
- ・ 雨水等による汚水の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他自動車破碎残さに雨水等がかからないようにするための設備を設けることになっていることから、その部分がわかる図面及び写真を添付すること。

(ただし公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設等を設けることその他の措置が講じられることにより雨水等による汚水の事業所からの流出が防止できる場合はこの限りではない。)

- ・ 自動車破碎残さが飛散又は流出することを防止するため、側壁その他の設備を設けている場合、その図面及び写真を添付すること。

(ウ) 破碎前処理施設又は破碎施設*

- ・ 平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに施設の写真（前、横、後方から撮影したもの）を添付すること。
- ・ 破碎前処理施設又は破碎施設を設置する場所を場内配置図に記載すること。

※ 廃棄物処理法の許可を有する破碎施設

破碎施設が産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合は、当該施設に係る部分の添付は不要となる。

(エ) 当該施設の付近の見取図

- ・ 住宅地図等を用いて本店（本社）付近の見取図を添付すること。
- ・ 本店以外に事務所及び事業所がある場合は、その付近の見取図を添付すること。

イ 申請者が破碎業の用に供する施設の所有権（又は使用権原）を有することを証明する書類

(ア) 申請者が土地の所有者の場合

- ・ 土地登記簿謄本（申請者が所有者と確認できるものに限る）
- ・ 公図の写し（当該部分を着色する）

(イ) 申請者が土地の所有者と異なる場合

- ・ 土地登記簿謄本
- ・ 登記簿謄本に記載されている所有者との間になされた土地の使用権原を確認できる書類（土地の賃貸借契約書等）
- ・ 公図の写し（当該部分を着色する）

(ウ) 解体自動車の運搬を自動車によって行う場合

- ・ 自動車検査証の写しを添付すること（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項の写しを添付すること）。
- ・ 借用する場合は、賃貸契約書等を添付すること。

(エ) 重機等による破碎を行う場合

- ・ 売買契約書又は自主検査記録表等を添付すること。
- ・ 借用する場合は、賃貸契約書等を添付すること。

ウ 事業計画書及び収支見積書 (P 65)

(ア) 事業の全体計画

- ・ 作成年月日は申請日と同日にする。
- ・ 引取りから引渡しまでの流れを説明する内容を記載すること。

(イ) 解体自動車の引取実績及び計画

許可取得後の年間計画は過去の実績と照合して妥当なものにすること。

(ウ) 破砕前処理実績

同一年度に受入れを行った実績と照合して妥当なものにすること。

(エ) 破砕前処理能力

過去の破砕実績や、解体自動車の保管の状況とは無関係に、1日作業を行った場合の破砕可能台数を記載し、その数字と年間の稼働予定日数をかけて、年間の処理能力を算出する。

(オ) 保管の状況

保管量の上限は、許可申請書に記載された「事業の用に供する施設の概要」に記載の保管量の上限の合計と整合性を取ること。

(カ) 年間収支見積書

解体自動車又は自動車破砕残さの保管が、保管基準に沿って適正に保管している場合にあっては、本書の提出をもって収支見積書の提出とする。

エ 申請者が個人の場合の添付書類

(ア) 住民票の写し※1

住民票の写しについては本籍（外国人にあっては国籍等）が記載され、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付すること。

※1 市区町村が交付しているものが「住民票の写し」であることから、交付を受けたものをコピーせずにそのまま提出する。

(イ) 登記されていないことの証明書

登記されていないことの証明書は許可の欠格事由（成年被後見人又は被保佐人であること）に該当しないことを証明するものである。証明書の発行は東京法務局後見登録課及び全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課の窓口で行っている。

請求にあたっては、直接窓口に出向くか、東京法務局後見登録課あて郵送することになる。

〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15（九段第2合同庁舎）4階

東京法務局民事行政部後見登録課

電話：03-5213-1360

オ 申請者が法人の場合の添付書類

(ア) 定款又は寄付行為

株式会社，有限会社，合名会社，合資会社，中間法人又は社団法人等については定款，財団法人等については寄付行為を添付すること。

(イ) 商業登記簿謄本

履歴事項がすべて記載された商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書を添付すること。

カ 役員に関する添付書類

(ア) 住民票の写し^{※1}

住民票の写しについては本籍（外国人にあつては国籍等）が記載され，個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付すること。

※1 市区町村が交付しているものが「住民票の写し」であることから，交付を受けたものをコピーせずにそのまま提出すること。

(イ) 登記されていないことの証明書

入手方法についてはエ（イ）を参照すること。

キ 発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者に関する添付書類

(ア) 個人である場合

該当するすべての者について，住民票の写し^{※1}及び登記されていないことの証明書^{※2}を添付すること。

※1 住民票の写しについては本籍（外国人にあつては国籍等）が記載されたものを添付すること。

※2 入手方法についてはエ（イ）を参照すること。

(イ) 法人である場合

該当するすべての法人について，商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）を添付すること。

ク 政令使用人に関する添付書類

(ア) 住民票の写し^{※1}

住民票の写しについては本籍（外国人にあつては国籍等）が記載され，個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付すること。

(イ) 登記されていないことの証明書^{※2}

※1 市区町村が交付しているものが「住民票の写し」であることから，交付を受けたものをコピーせずにそのまま提出すること。

※2 入手方法についてはエ（イ）を参照すること。

ケ 申請者が未成年の場合の添付書類（申請者が個人に限る。）

(ア) 法定代理人の住民票の写し^{※1}

住民票の写しについては本籍（外国人にあつては国籍等）が記載され，個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付すること。

(イ) 法定代理人の登記されていないことの証明書^{※2}

※1 市区町村が交付しているものが「住民票の写し」であることから，交付

を受けたものをコピーせずにそのまま提出すること。

※2 入手方法についてはエ（イ）を参照すること。

コ 申請者が欠格要件に該当しないことを誓約する書面（P 57）

- ・ 作成年月日は申請日と同日にすること。
- ・ 書面の氏名は、申請書に用いたものと同一のものを用いること。

サ 標準作業書

以下の項目について記載した標準作業書を添付すること。また事業所に常備し、従事者に周知させること。

- ① 処理の流れ（フローチャート）
- ② 解体自動車の運搬の方法
- ③ 解体自動車の保管の方法
- ④ 解体自動車の破砕前処理の方法
- ⑤ 破砕前処理後解体自動車の保管の方法
- ⑥ 排水処理施設の管理の方法 [排水処理施設を設置する場合に限る]
- ⑦ 破砕業の用に供する施設の保守点検
- ⑧ 火災予防上の措置
- ⑨ 破砕前処理後解体自動車の運搬の方法
- ⑩ 事業所の配置図

4 提出先等

ア 提出先

許可更新の場合は、郵送での提出も受け付ける。

郵送で提出する場合は、事前に連絡すること。

(郵便番号) 277-8505 柏市柏五丁目10番1号 柏市環境部産業廃棄物対策課 (本庁舎4階) 許可担当 電話：04-7167-1696 (直通) 受付：月曜日～金曜日 (祝日を除く。) 午前9時～午後5時

事前相談及び申請書の提出に当たっては、あらかじめ電話で予約した上で来課すること。

イ 手数料

解体業	70,000円
破砕業	77,000円

納付は市指定の納付書を使い、指定の銀行の窓口又は会計課の窓口で行うこと。

※休憩時間を除く。

ウ 提出部数

正本1部及び副本1部 (副本は申請者に返却) をファイルに綴って提出すること。

5 許可証の交付

許可証の交付は市から申請者又は申請書作成者 (行政書士等) に連絡する。原則として、法人の場合は代表者又は担当役員、個人の場合は申請者本人が許可証を受領すること。なお、受領の際には身分を証明するものを持参し、印鑑を持参すること。

V 許可後の手続き

1 自動車リサイクルシステムの登録

自動車リサイクル法関連事業者は柏市の登録・許可とは別に、電子マニフェスト制度を活用し移動報告等の機能を有する自動車リサイクルシステムの登録（更新を含む。）が必要である。

【インターネットから登録申込み書類の取得方法】

アドレス：<http://www.jars.gr.jp/jgs/exjg1000.html>

【電話による問い合わせ先】

自動車リサイクルコンタクトセンター

電話：050-3786-7755

2 変更の許可 ※破砕業のみ（様式：P67）

破砕業者が事業の範囲を変更しようとするときは、柏市長の許可が必要となる。変更許可申請については、「柏市使用済自動車の適正処理に関する指導要綱」に基づき、関係各課と他法令についての調整（事前協議）を行った上で変更の許可申請書を提出すること。なお、事業の範囲を変更しようとするときは、事前に柏市産業廃棄物対策課に相談をすること。

申請書の記載事項に訂正や内容の補正があった場合は、申請時に受理されず再提出することがある。申請書の記載内容について疑義がある場合は事前に確認した上で、申請書を提出すること。

※証明書等は発行から3か月以内のものを用いること。

3 変更届（様式：解体業P58，破砕業P71）

申請書記載事項に変更がある場合には、その日から30日以内に、解体（破砕）業変更届出書に関する添付書類を添えて提出しなければならない。

なお、各変更事項について必要な添付書類は、下表に示しているので参考にする
こと。

	変更事項		添付書類 ^{※1}
1	個人	氏名，住所	住民票の写し，登記されていないことの証明書，誓約書，許可証のコピー
	法人	名称，住所	定款又は寄附行為，商業登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」以下同じ。），誓約書，許可証のコピー
		代表者	商業登記簿謄本，住民票の写し，登記されていないことの証明書，誓約書，許可証のコピー

2	事業所の名称及び所在地 ^{※2}	施設の構造を明らかにする図面（平面図，立面図，断面図，構造図），設計計算書，公図の写し，施設の所有権（土地の登記簿謄本）又は使用権原を証する書類（貸主の土地の登記簿謄本，貸付契約書又は使用承諾書等），住宅地図の写し，許可証のコピー，誓約書	
3	解体（破砕）業の用に供する施設 ^{※2}	同上	
4	役員の氏名及び住所	商業登記簿謄本，住民票の写し，登記されていないことの証明書，誓約書	
5	政令で定める使用人の氏名及び住所	住民票の写し，登記されていないことの証明書，誓約書	
6	未成年者の法定代理人の氏名及び住所		
7	標準作業書の記載事項	標準作業書，誓約書	
8	発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称及び住所	個人	住民票の写し，登記されていないことの証明書，誓約書，株式数又は出資額を記載した書面
		法人	商業登記簿謄本，株式数又は出資額を記載した書面，誓約書

※1 証明書等は発行から3か月以内のものを用いること。

住民票の写しについては本籍（外国人にあっては国籍等）が記載され，個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付すること。

※2 許可のある事業所の所在地以外の場所において，使用済自動車等の解体施設の設置等（事業所の拡大・追加を含む）をしようとするときは，事前に，「柏市使用済自動車の適正処理に関する指導要綱」に基づき，関係各課と他法令についての調整（事前協議）を行うこと。なお，設置等を検討している場合，柏市産業廃棄物対策課に相談をすること。

（1）提出先

原則持参することとし，事前相談及び変更届出書の提出に当たっては，あらかじめ電話で予約した上で来課すること。ただし，上記表の1，4，5，6及び8に係る変更事項については，郵送でも提出できる。

柏市環境部産業廃棄物対策課（本庁舎4階） 許可担当 電話：04-7167-1696（直通） 受付：月曜日～金曜日（祝日を除く。） 午前9時～午後5時

【送付先】

〒277-8505
 千葉県柏市柏5丁目10番1号
 柏市環境部産業廃棄物対策課（許可担当）

（2）提出部数

正本1部及び副本1部（副本は届出者に返却）
 ※ 郵送で提出する場合は、切手を貼った返信用封筒を同封すること。

4 廃業等届（様式：解体業P59，破砕業P72）

業を廃止した場合は、解体（破砕）業廃業等届出書に解体（破砕）業許可証を添付のうえ、廃業等の日から30日以内に提出すること。

廃業事由	届出義務者
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
法人が破産により解散した場合	その破産管財人
法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合	その清算人
その許可に係る解体業を廃止した場合	解体業者であった個人又は解体業者であった法人を代表する役員

（1）提出先

原則持参することとするが郵送でも提出可能。

柏市環境部産業廃棄物対策課（本庁舎4階） 許可担当 電話：04-7167-1696（直通） 受付：月曜日～金曜日（祝日を除く。） 午前9時～午後5時

【送付先】

〒277-8505

千葉県柏市柏5丁目10番1号

柏市環境部産業廃棄物対策課（許可担当）

（2）提出部数

正本1部及び副本1部（副本は届出者に返却）

※ 郵送で提出する場合は、切手を貼った返信用封筒を同封すること。

5 許可証の再交付及び返納

（1）再交付 [細則第16条]

許可証を紛失し、毀損し、又は汚損したことにより許可証の再交付を受ける場合は、許可証再交付申請書（P60）を提出すること。

（2）返納 [細則第18条]

次に該当する場合は許可証を返納すること。

- ① 許可の更新をしたとき
- ② 廃業等を届け出たとき
- ③ 許可が取り消されたとき
- ④ 許可証の記載事項に係る変更を届け出たとき
- ⑤ 再交付を受けた者が紛失した許可証を発見したとき

VI 様式及び標準的な記載方法

様式第五（法第五十五条関係）

解体業 許可 申請書
許可の更新

※許可番号	
※許可年月日	

年 月 日

柏市長 あて

郵便番号
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第61条第1項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可(許可の更新)を申請します。

事業所の名称及び所在地		
名 称		
所在地	(郵便番号)	
	電話番号	
事業の用に供する施設の概要		
他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）

解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限								
<p>役員の氏名及び住所（業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，法人に対し業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(ふりがな) 氏名</th> <th>役職名</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			(ふりがな) 氏名	役職名	住所			
(ふりがな) 氏名	役職名	住所						
<p>令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(ふりがな) 氏名</th> <th>役職名</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			(ふりがな) 氏名	役職名	住所			
(ふりがな) 氏名	役職名	住所						
<p>法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり，かつ，その法定代理人が個人である場合に記入すること。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(ふりがな) 氏名</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			(ふりがな) 氏名	住所				
(ふりがな) 氏名	住所							
<p>法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり，かつ，その法定代理人が法人である場合に記入すること。）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ふりがな) 代表者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>(郵便番号) 電話番号</td> </tr> </tbody> </table>			名称		(ふりがな) 代表者の氏名		住所	(郵便番号) 電話番号
名称								
(ふりがな) 代表者の氏名								
住所	(郵便番号) 電話番号							
<p>法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，法人に対し業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり，かつ，その法定代理人が法人である場合に記入すること。）</p>								

(ふりがな) 氏 名	役 職 名	住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額

標準作業書の記載事項

使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	
廃油及び廃液の回収，事業所からの流出の防止及び保管の方法	
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法 （指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	
油水分離装置及びためます等の管理の方法 （これらを設置する場合に限る。）	
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	
使用済自動車又は解体自動車から分離した部品，材料その他の有用なものの保管の方法	
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	

△手数料欄

- 備考 1 △印の欄は，記入しないこと。
- 2 ※印の欄は，更新の場合に記入すること。
 - 3 事業所が複数ある場合には，「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け，事業所ごとに記載すること。
 - 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については，当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については，該当するすべての者を記載することとし，記載しきれないときは，この様式の例により作成した書面に記載して，その書面を添付すること。
 - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については，当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 7 用紙の大きさは，日本産業規格A4とすること。

事業計画書及び収支見積書（解体業）

年 月 日 現在作成

1 - 1 事業の全体計画（業務を行う時間，従業員数，休業日，扱う車種（乗用車，大型車）を含む。）

業務時間	:	~	:	従業員数	人	休業日	

1 - 2 使用済自動車等の引取実績及び計画

年 度	__年度実績 (3年前)	__年度実績 (2年前)	__年度実績 (1年前)	許可取得後の 年間計画
引 取 台 数	台	台	台	台
主な引取先				

1 - 3 解体実績

年 度	__年度実績 (3年前)	__年度実績 (2年前)	__年度実績 (1年前)
年間処理実績	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台/日	台/日	台/日

1 - 4 解体能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
台/日	日	台

1 - 5 保管の状況

使用済自動車		解体自動車	
保管量の上限	(台 台)	保管量の上限	(台 台)
現在保管量	(台 台)	現在保管量	(台 台)

※事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で（ ）に記入すること

1 - 6 年間収支見積書

年 月 日現在作成

項 目		前年度 (年)		今年度の見込み	
		(決算月 (月))		(決算月 (月))	
		年度	(1 台当)	年度	(1 台当)
		(千円)	(円)	(千円)	(円)
売上高 (全体)	ア (総売上収入)				
売上原価	イ (使用済自動車等購入費)				
その他の経費	ウ				
	うち廃棄物 処理委託費	エ			
営業収益	オ = ア - イ - ウ				
営業外損益	カ (主に支払利息 (注))				
経常利益	キ = オ + カ				
使用済自動車等年間引取台数					
使用済自動車等年間処理台数					

(参考)

	前 年 度 末	現 在
負債総額 (年度末残高) (千円)		

- (注) 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。
 2 使用済み自動車等購入費は購入費をプラス、引取・処分料金を徴収した分はマイナスで計上すること。
 3 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

誓 約 書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号に規定する欠格要件

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者（注1）又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ハ この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（注2）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害罪）、第206条（現場助勢罪）、第208条（暴行罪）、第208条の2（凶器準備集合罪）、第222条（脅迫罪）若しくは第247条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ 第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取り消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取り消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取り消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- ト 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからへまでのいずれかに該当するもの
- チ 法人でその役員又は政令で定める使用人（注3）のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
- リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人（注3）のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

注1) 主務省令で定める者とは、精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

注2) その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

注3) 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

申請者は、上記のいずれにも該当しないことを申し立てます。

年 月 日

住 所

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

様式第七（第五十八条関係）

解体業変更届出書

年 月 日

柏市長

あて

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第63条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

解体業廃業等届出書

年 月 日

柏市長

あて

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第64条の規定により、解体業の廃業等について次のとおり届け出ます。

解体業の廃業等した 解体業許可業者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
許可年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号
廃業等年月日	年 月 日
廃業等の理由	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 この届出書は、廃業等の日から30日以内に提出すること。
- 3 解体業許可証を添付すること。

許可証等再交付申請書

年 月 日

柏市長

あて

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

電話番号

柏市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則第16条第1項の規定により、
許可証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

再交付申請する 許可証等の種類	
許 可 (登録) 年 月 日	年 月 日
許 可 (登録) 番 号	第 号
再 交 付 申 請 の 理 由	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 再交付申請の理由が許可証等のき損又は汚損である場合にあっては、既に交付を受けている許可証等を添付すること。

他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）						
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）						
破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上 限								
<p>役員の名前及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(ふりがな) 氏名</th> <th>役職名</th> <th>住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			(ふりがな) 氏名	役職名	住 所			
(ふりがな) 氏名	役職名	住 所						
<p>令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(ふりがな) 氏名</th> <th>役職名</th> <th>住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			(ふりがな) 氏名	役職名	住 所			
(ふりがな) 氏名	役職名	住 所						

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり，かつ，その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	住 所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり，かつ，その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者の氏名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の名及び住所（業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，法人に対し業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり，かつ，その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名	住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において，当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額

標準作業書の記載事項

解体自動車の保管の方法	
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては，解体自動車の破砕前処理の方法	

解体自動車の破砕を行う場合にあっては, 解体自動車の破砕の方法	
排水処理施設の管理の方法 (排水処理施設を設置する場合に限る。)	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては, 自動車破砕残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては, 自動車破砕残さの運搬の方法	
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

- 備考
- 1 △印の欄は, 記入しないこと。
 - 2 ※印の欄は, 更新の場合に記入すること。
 - 3 事業所が複数ある場合には, 「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け, 事業所ごとに記載すること。
 - 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については, 当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については, 該当するすべての者を記載することとし, 記載しきれないときは, この様式の例により作成した書面に記載して, その書面を添付すること。
 - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については, 当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 7 用紙の大きさは, 日本産業規格A4とすること。

事業計画書及び収支見積書（破砕前処理業）

年 月 日 現在作成

1 - 1 事業の全体計画（業務を行う時間，従業員数，休業日，扱う車種を含む。）

業務時間	:	～	:	従業員数	人
				休業日	

1 - 2 解体自動車等の引取実績及び計画

年 度	__年度実績 (3年前)	__年度実績 (2年前)	__年度実績 (1年前)	許可取得後の 年間計画
引取台数	台	台	台	台
主な引取先				

1 - 3 破砕前処理実績

年 度	__年度実績 (3年前)	__年度実績 (2年前)	__年度実績 (1年前)
年間処理実績	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台/日	台/日	台/日

1 - 4 破砕前処理能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
台/日	日	台

1 - 5 保管の状況

解体自動車		圧縮後自動車	
保管量の上限	台	保管量の上限	m ³
現在保管量	台	現在保管量	m ³

※ 事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で（ ）に記入すること

1 - 6 年間収支見積書

年 月 日現在作成

項 目		前年度（ 年） （決算月（ 月））		今後の見込み （決算月（ 月））	
		年度	（1台当）	年度	（1台当）
		（千円）	（円）	（千円）	（円）
売上高（全 体）	ア（総売上収入）				
売上原価	イ（解体自動車等 購入費）				
その他の経 費	ウ				
うち廃棄物 処理委託費	エ				
営業収益	オ＝ア－イ－ウ				
営業外損益	カ（主に支払利息 （注））				
経常利益	キ＝オ＋カ				
解体自動車等年間引取台数					
解体自動車等年間処理台数					

（参考）

	前 年 度 末	現 在
負債総額（年度末残高）	（千円）	

- （注） 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。
 2 解体自動車等購入費は購入費をプラス、引取・処分料金を徴収した分はマイナスで計上すること。
 3 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

様式第十（第六十三条関係）

破砕業の事業の範囲の変更許可申請書

年 月 日

柏市長

あて

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の事業の範囲の変更の許可を申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
変更の内容	
変更の理由	
変更に係る破砕業の用に供する施設の概要	
当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	

役員の名前及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

令第5条に規定する使用人の名前及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

法定代理人の名前及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	住 所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の名前（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者 の氏名	
住 所	(郵便番号)
	電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，法人に対し業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり，かつ，その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において，当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額

標準作業書の記載事項

解体自動車の保管の方法	
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては，解体自動車の破砕前処理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては，解体自動車の破砕の方法	
排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては，自動車破砕残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	

解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法	
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

備考1 △印の欄は、記入しないこと。

- 2 「変更に係る破砕業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
- 3 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 4 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十一（法第六十四条関係）

破砕業変更届出書

年 月 日

柏市長

あて

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第71条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

破砕業廃業等届出書

年 月 日

柏市長

あて

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては, 主たる事務所の所在地,
名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第72条において準用する同法第64条の規定により, 破砕業の廃業等について次のとおり届け出ます。

破砕業の廃業等した破砕業登録業者	住所 氏名 (法人にあつては, 主たる事務所の所在地, 名称及び代表者の氏名)
登録年月日及び登録番号	年 月 日 第 号
廃業等年月日	年 月 日
廃業等の理由	

備考

- 1 用紙の大きさは, 日本産業規格A4とすること。
- 2 この届出書は, 廃業等の日から30日以内に提出すること。
- 3 破砕業許可証を添付すること。

(記載例)

様式第五 (法第五十五条関係)

解体業 許可 申請書
許可の更新

※許可番号	
※許可年月日	

〇〇年〇〇月〇〇日

柏市長

あて

住所は、個人の場合は住民票の住所、
法人の場合は商業登記簿上の住所

(郵便番号) 〇〇〇 - 〇〇〇〇

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏 名 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

使用済自動車の再資源化等に関する法律第61条第1項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可を申請します。

事業所の名称及び所在地	
名 称	〇〇株式会社〇〇センター〇〇営業所
所在地	〒000-0000 柏市〇〇町〇丁目〇番〇号 TEL 000-000-0000

個人営業の場合は、屋号等を記載すること。

全ての筆について、地番を記載すること。

<p>事業の用に供する施設の概要</p> <p>平面図, 事業計画書の内容と, 整合するように記入すること。</p>	<p>1 使用済自動車保管場所 00 m² 最大保管量 00 台 (普通車換算)</p> <p>2 解体自動車保管場所 00 m² 最大保管量 00 台 (廃車ガラ換算)</p> <p>3 解体作業場 00 m² 鉄筋コンクリート打設 (150mm) 屋根有</p> <p>4 燃料抜取場 解体作業場で行う</p> <p>5 部品保管設備① (バンパー等) 00 m² 無筋コンクリート (100mm) + 鉄板 (10mm) 敷設 屋根有</p> <p>部品保管設備② (エンジン) 00 m² トラック荷台 屋根無</p> <p>部品保管設備③ (その他) 00 m² コンテナ 屋根無</p> <p>6 廃棄物保管場所① (バッテリー) 00 m² コンテナ 屋根有</p> <p>廃棄物保管場所② (廃タイヤ) 00 m² 00m³ 屋根無</p> <p>廃棄物保管場所③ (廃油・廃液) 00 m² 鉄筋コンクリート打設 (150mm) 屋根有</p> <p>7 油水分離槽 1 箇所 4 槽</p> <p>8 運搬車両 2 台 4 t 平ボディー1 台, キャリアカー1 台</p> <p>9 危険物保管場所 00m²</p>				
<p>他に解体業又は破砕業の許可 (他の都道府県のものを含む。) を有している場合にあつては, その許可番号 (申請中の場合にあつては, 申請年月日)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="619 1191 970 1288">都道府県・市名</td> <td data-bbox="970 1191 1433 1288">許可番号 (申請中の場合にあつては, 申請年月日)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="619 1288 970 1422"> 1. ○○県 2. □□県 3. ◇◇市 </td> <td data-bbox="970 1288 1433 1422"> 破砕業 H16. 7. 2申請。 解体業 H16. 7. 2申請。 解体業 H16. 7. 1申請。 </td> </tr> </table>	都道府県・市名	許可番号 (申請中の場合にあつては, 申請年月日)	1. ○○県 2. □□県 3. ◇◇市	破砕業 H16. 7. 2申請。 解体業 H16. 7. 2申請。 解体業 H16. 7. 1申請。
都道府県・市名	許可番号 (申請中の場合にあつては, 申請年月日)				
1. ○○県 2. □□県 3. ◇◇市	破砕業 H16. 7. 2申請。 解体業 H16. 7. 2申請。 解体業 H16. 7. 1申請。				
<p>他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可 (他の都道府県のものを含む。) を有している場合にあつては, その許可番号 (申請中の場合にあつては, 申請年月日)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="619 1422 970 1518">都道府県・市名</td> <td data-bbox="970 1422 1433 1518">許可番号 (申請中の場合にあつては, 申請年月日)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="619 1518 970 1684"> 1. ○○県 2. □□県 3. ◇◇市 </td> <td data-bbox="970 1518 1433 1684"> 第0000000000号 (収集運搬) 第0000000000号 (中間処理) 第0000000000号 (収集運搬) 第0000000000号 (収集運搬) </td> </tr> </table>	都道府県・市名	許可番号 (申請中の場合にあつては, 申請年月日)	1. ○○県 2. □□県 3. ◇◇市	第0000000000号 (収集運搬) 第0000000000号 (中間処理) 第0000000000号 (収集運搬) 第0000000000号 (収集運搬)
都道府県・市名	許可番号 (申請中の場合にあつては, 申請年月日)				
1. ○○県 2. □□県 3. ◇◇市	第0000000000号 (収集運搬) 第0000000000号 (中間処理) 第0000000000号 (収集運搬) 第0000000000号 (収集運搬)				
<p>解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には, 当該場所の所在地, 面積及び保管量の上限</p>	<p>1. ○○株式会社○○センター廃車集積場 柏市○○町0丁目0番0号 保管場所面積000m², 保管量の上限0000台</p> <p>2. ○○株式会社○○センター廃車ガラ集積場 △△市○○町0丁目0番0号 保管場所面積000m², 保管量の上限0000台</p>				

役員の名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所
ふりがな 〇〇 〇〇	代表取締役	〇〇県△△市〇〇町〇丁目〇番〇号
ふりがな 〇〇 〇〇	取締役	〇〇県△△市〇〇町〇丁目〇番〇号
ふりがな 〇〇 〇〇	監査役	〇〇県△△市〇〇町〇丁目〇番〇号

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所
ふりがな 〇〇 〇〇	〇営業所長	〇〇県△△市〇〇町〇丁目〇番〇号
ふりがな 〇〇 〇〇	△工場長	〇〇県△△市〇〇町〇丁目〇番〇

使用人とは、使用人とは支店長や契約権限を有する者をいう。

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	住所
ふりがな 〇〇 〇〇	〇〇県△△市〇〇町〇丁目〇番〇号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名称	〇〇株式会社
(ふりがな) 代表者の氏名	ふりがな 役職名 〇〇 〇〇
住所	(郵便番号) 〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 電話番号000-000-0000

法定代理人の役員の名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所
--------------	-----	----

ふりがな 〇〇 〇〇	代表取締役	〇〇県△△市〇〇町 0 丁目 0 番 0 号
ふりがな 〇〇 〇〇	取締役	〇〇県△△市〇〇町 0 丁目 0 番 0 号
ふりがな 〇〇 〇〇	監査役	〇〇県△△市〇〇町 0 丁目 0 番 0 号

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数又は出資の金額
ふりがな 〇〇 〇〇	〇〇県△△市〇〇町0丁目0番0号	四千株
ふりがな 〇〇 〇〇	〇〇県△△市〇〇町0丁目0番0号	四千株
ふりがな 株式会社〇〇〇〇	〇〇県△△市〇〇町0丁目0番0号	二千株
ふりがな 有限会社〇〇〇〇	〇〇県△△市〇〇町0丁目0番0号	二千株

標準作業書の記載事項

使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	別添 標準作業書のとおり
廃油及び廃液の回収，事業所からの流出の防止及び保管の方法	
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	
油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	
使用済自動車又は解体自動車から分離した部品，材料その他の有用なものの保管の方法	

使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料	
(備考)	

備考1 △印の欄は、記入しないこと。

2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。

3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。

5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。

7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(記載例)

事業計画書及び収支見積書（解体業）

〇年〇月〇日 現在作成

1 - 1 事業の全体計画（業務を行う時間，従業員数，休業日，扱う車種（乗用車，大型車）を含む。）

引取業者及びフロン類回収業者から引取りを行った使用済自動車（乗用車及び大型車）を解体し，有用部品（エンジン，ドア，バンパー等）を回収し，中古部品業者及び金属商等に売却する。

解体作業に伴い発生した廃油等については，産業廃棄物処分業者に委託して処分してもらう。

解体自動車については，〇〇〇〇（破砕業者）に引き渡す。

各作業時間等は下記のとおり

業務時間	9：00～17：00	従業員数	3人	休業日	日曜日・祝日
------	------------	------	----	-----	--------

1 - 2 使用済自動車等の引取実績及び計画

年 度	__年度実績 (3年前)	__年度実績 (2年前)	__年度実績 (1年前)	許可取得後の 年間計画
引 取 台 数	480台	510台	500台	700台
主な引取先	〇〇自動車(有) △△自工(株)	〇〇自動車(有) △△自工(株)	〇〇自動車(有) △△自工(株)	〇〇自動車(有) △△自工(株)

1 - 3 解体実績

年 度	18年度実績 (3年前)	19年度実績 (2年前)	20年度実績 (1年前)
年間処理実績	480台	515台	500台
年間稼働日数	280日	280日	280日
平均処理実績	1.7台/日	1.8台/日	1.8台/日

1 - 4 解体能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
3台/日	280日	840台

1 - 5 保管の状況

使用済自動車		解体自動車	
保管量の上限	50台 ()台	保管量の上限	50台 ()30台
現在保管量	29台 ()台	現在保管量	45台 ()22台

※事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で（ ）に記入すること

1 - 6 年間収支見積書

○年○月○日現在作成

項 目		前年度 (○年) (決算月 (○月))		今年度の見込み (決算月 (○月))	
		年度	(1台当)	年度	(1台当)
		(千円)	(円)	(千円)	(円)
売上高 (全体)	ア(総売上収入)	16,000	32,000	32,450	41,603
売上原価	イ(使用済自動車等購入費)	-2500	-5000	-1,400	-2,000
その他の経費	ウ	16,575	33,150	19,685	25,237
	うち廃棄物 処理委託費 エ	750	1,500	1,170	1,500
営業収益	オ=ア-イ-ウ	1,925	3,850	14,165	18,365
営業外損益	カ(主に支払利息(注))	-600	-1,200	-679	-970
経常利益	キ=オ+カ	1,325	2,650	13,486	17,395
使用済自動車等年間引取台数		500	-	700	-
使用済自動車等年間処理台数		500	-	780	-

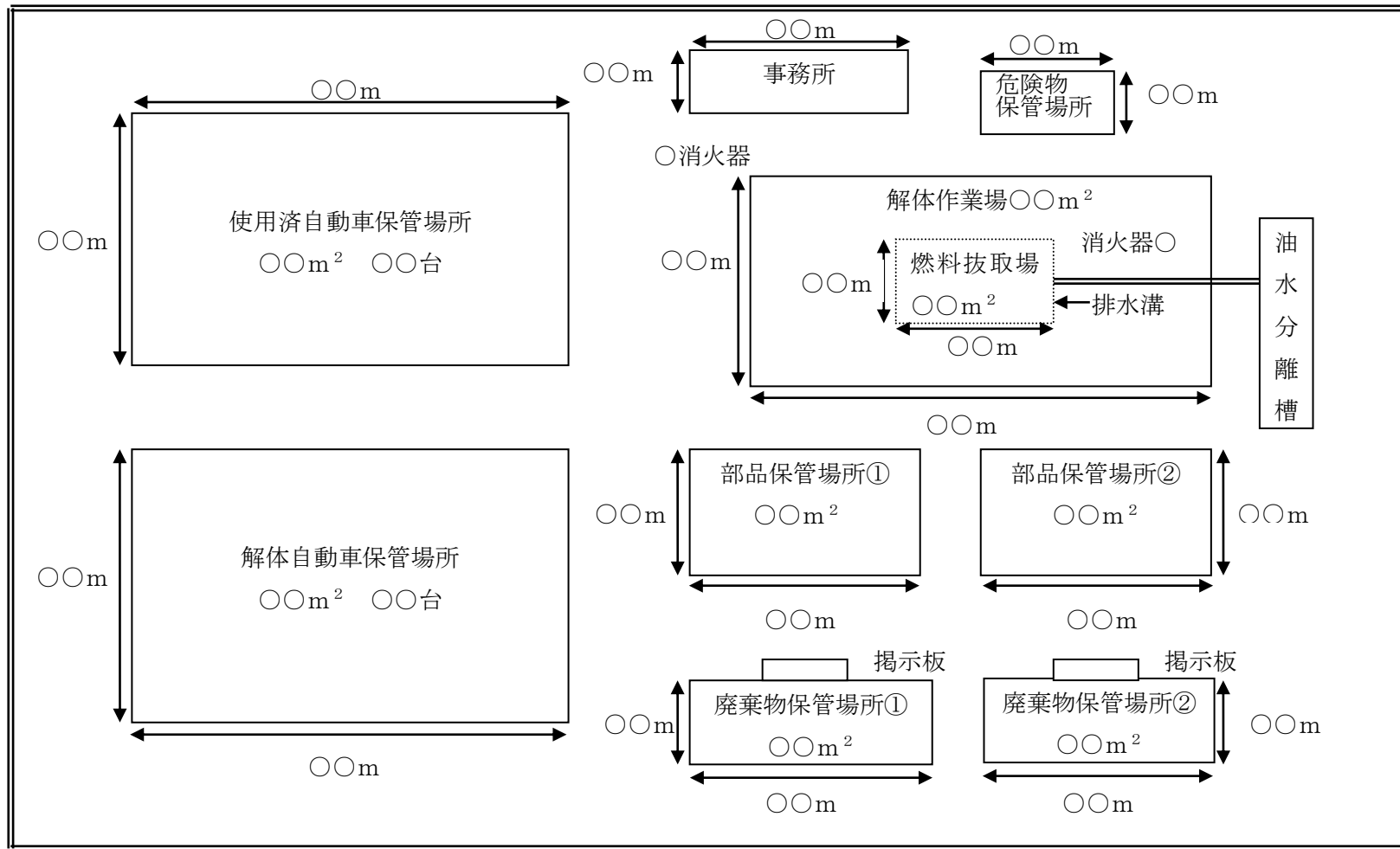
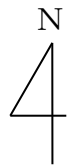
(参考)

	前年度末	現在
負債総額 (年度末残高) (千円)	20,000	22,500

(注) 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

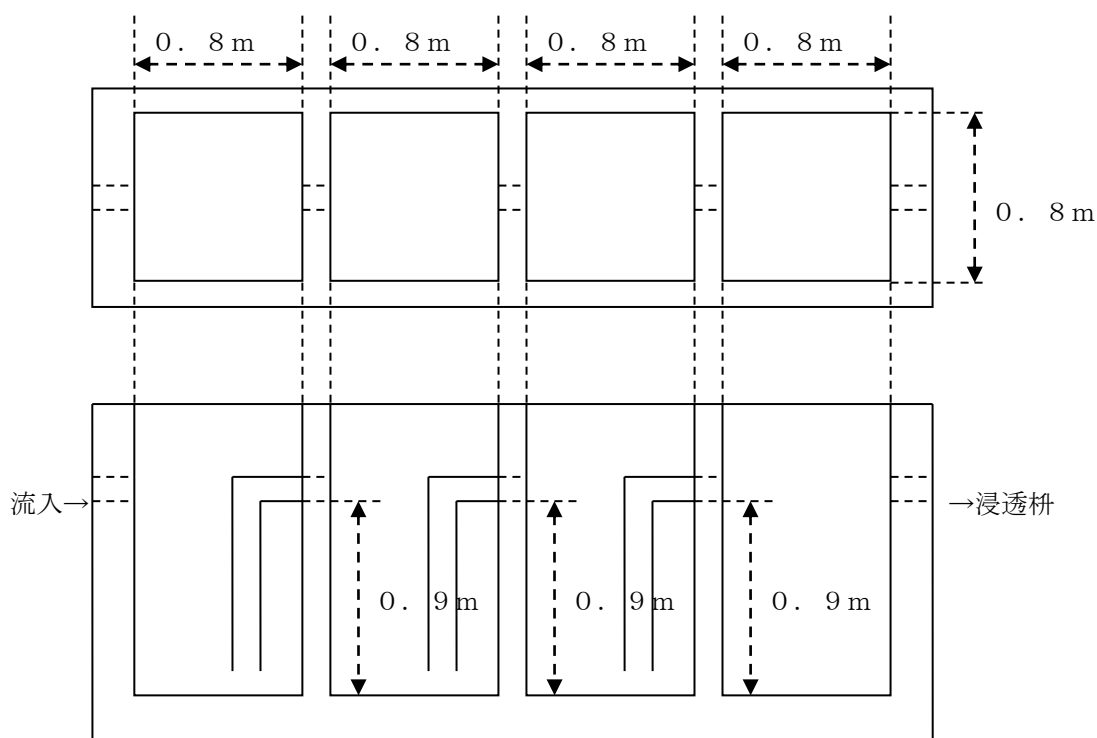
- 2 使用済み自動車等購入費は購入費をプラス，引取・処分料金を徴収した分はマイナスで計上すること。
- 3 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

平面図記載例（解体業用）



囲い高さ○○m（安全鋼板）

油水分離装置における構造図及び設計計算書（例）



1 排水溝に接続して雨水・排水が油水分離装置に流入する構造を有する場所の面積

(1) 解体作業場・・・ 5 m × 7 m = 35 m²

(2) その他・・・ 6 m × 4 m + 5 m × 3 m = 39 m²

$$(1) + (2) = 35 \text{ m}^2 + 39 \text{ m}^2 = \underline{\underline{74 \text{ m}^2}}$$

2 100 m²あたりの油水分離槽装置の容積基準

(降雨後5分間でシート等で覆うことが条件)

$$\underline{\underline{2.69 \text{ m}^3}}$$

3 当該事業所における油水分離装置の容積基準

$$2.69 \text{ m}^3 \times \frac{74 \text{ m}^2}{100 \text{ m}^2} = \underline{\underline{1.9906 \text{ m}^3}}$$

4 設置する油水分離装置の容積計算

縦×横×深さ（底面から接続口下部まで）×槽数

$$0.8 \text{ m} \times 0.8 \text{ m} \times 0.9 \text{ m} \times 4 \text{ 槽} = \underline{\underline{2.304 \text{ m}^3}} (> 1.9906 \text{ m}^3)$$

よって当該事業所に設置する油水分離装置は容積基準を満たす装置である。

(記載例)

様式第八 (第六十条関係)

破砕業 許 可 申請書
~~許可の更新~~

※許可番号	
※許可年月日	

00年00月00日

柏市長

あて

(郵便番号) 000-0000

住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目0番0号

氏 名 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 000-000-0000

使用済自動車の再資源化等に関する法律第68条第1項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の許可を申請します。

事業の範囲	破砕前処理
事業所の名称及び所在地	
名 称	〇〇株式会社〇〇センター〇〇支店
所在地	〒000-0000 柏市△△0-0-0 TEL 000-000-0000
事業の用に供する施設の概要	1 破砕前処理施設 (圧縮施設) 圧縮機 00型 (能力 000トン/日) 1基 2 解体自動車保管場所 00m ² 00台 3 圧縮後解体自動車保管場所① 00m ² 00台 圧縮後解体自動車保管場所② 00m ² 00台 4 運搬車両 (平ボディー2台, キャリアカー1台) プレスカー 1台 5 油水分離槽 4槽式2箇所 6 その他 (排水処理施設)

当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号		
他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
	1. ○○県 2. □□県 3. ◇◇市	破砕業 H16. 7. 2 申請 解体業 H16. 7. 2 申請 解体業 H16. 7. 1 申請
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
	1. ○○県 2. □□県 3. ◇◇市	第 0000000000 号(収集運搬) 第 0000000000 号(中間処理) 第 0000000000 号(収集運搬) 第 0000000000 号(収集運搬) 第 0000000000 号(中間処理)
破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	1. ○○株式会社○○センター廃車集積場 柏市○○町 0-0-0 保管場所面積 000m ² 、保管量の上限 0000 台 2. ○○株式会社○○センター廃車ガラ集積場 △△市○○町 0-0-0 保管場所面積 000m ² 、保管量の上限 0000 台	
役員の氏名及び住所（業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者を行い，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，法人に対し業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏名	役職名	住所
ふりがな ○○ ○○	代表取締役	○○県△△市○○町 0-0-0
ふりがな ○○ ○○	取締役	○○県△△市○○町 0-0-0
ふりがな ○○ ○○	取締役	○○県△△市○○町 0-0-0

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
ふりがな 〇〇 〇〇	〇支店長	〇〇県△△市〇〇町0丁目0番0号
ふりがな 〇〇 〇〇	〇センター 場長	〇〇県△△市〇〇町0丁目0番0号

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	住 所
ふりがな 〇〇 〇〇	〇〇県△△市〇〇町0丁目0番0号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	〇〇株式会社
(ふりがな) 代表者 の氏名	ふりがな 役職名 〇〇 〇〇
住 所	(郵便番号) 〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町0丁目0番0号 電話番号000-000-0000

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
ふりがな 〇〇 〇〇	代表取締役	〇〇県△△市〇〇町0丁目0番0号
ふりがな 〇〇 〇〇	取締役	〇〇県△△市〇〇町0丁目0番0号
ふりがな 〇〇 〇〇	監査役	〇〇県△△市〇〇町0丁目0番0号

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額
ふりがな 〇〇 〇〇	〇〇県△△市〇〇町 0-0-0	五千株
ふりがな 〇〇 〇〇	〇〇県△△市〇〇町 0-0-0	四千株
ふりがな 株式会社〇〇〇〇	〇〇県△△市〇〇町 0-0-0	二千株

標準作業書の記載事項

解体自動車の保管の方法	別添 標準作業書のとおり
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、解体自動車の破砕前処理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、解体自動車の破砕の方法	
排水処理施設の管理の方法 (排水処理施設を設置する場合に限る。)	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの運搬の方法	
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	

△手数料欄

- 備考
- 1 △印の欄は，記入しないこと。
 - 2 ※印の欄は，更新の場合に記入すること。
 - 3 事業所が複数ある場合には，「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け，事業所ごとに記載すること。
 - 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については，当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については，該当するすべての者を記載することとし，記載しきれないときは，この様式の例により作成した書面に記載して，その書面を添付すること。
 - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については，当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 7 用紙の大きさは，日本産業規格A4とすること。

(記載例)

事業計画書及び収支見積書 (破砕前処理業)

○年○月○日 現在作成

1 - 1 事業の全体計画 (業務を行う時間, 従業員数, 休業日, 扱う車種を含む。)

解体業者から引取りを行った解体自動車 (乗用車及び大型自動) を圧縮機にて圧縮し、スクラップ原料とする。 解体自動車全部利用者, ○○○○に売却する。また, 一部は○○○○ (破砕業者) に引き渡す。 各作業時間等は下記のとおり					
業務時間	9:00~17:00	従業員数	12人	休業日	日曜日・祝日

1 - 2 解体自動車等の引取実績及び計画

年 度	18年度実績 (3年前)	19年度実績 (2年前)	20年度実績 (1年前)	許可取得後の 年間計画
引取台数	20,000台	22,000台	24,000台	25,000台
主な引取先	解体業者等	解体業者等	解体業者等	解体業者等

1 - 3 破砕前処理実績

年 度	18年度実績 (3年前)	19年度実績 (2年前)	20年度実績 (1年前)
年間処理実績	20,000台	22,000台	22,000台
年間稼働日数	280日	280日	280日
平均処理実績	71台/日	79台/日	79台/日

1 - 4 破砕前処理能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
100台/日	280日	28,000台

1 - 5 保管の状況

解体自動車		圧縮後自動車	
保管量の上限	1,200 台 (500 台)	保管量の上限	m ³
現在保管量	1,000 台 (410 台)	現在保管量	m ³

※ 事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で（ ）に記入すること

1 - 6 年間収支見積書

○年○月○日現在作成

項 目		前年度（○年） （決算月（○月））		今後の見込み （決算月（○月））	
		年度	（1台当）	年度	（1台当）
		（千円）	（円）	（千円）	（円）
売上高（全体）	ア（総売上収入）	276,000	12,000	524,000	20,000
売上原価	イ（解体自動車等購入費）	-120,000	-5,000	75,000	3,000
その他の経費	ウ	16,575	33,150	19,685	25,237
うち廃棄物 処理委託費	エ	92,000	4,000	26,200	1,000
営業収益	オ＝ア－イ－ウ	126,900	5,517	213,200	8,137
営業外損益	カ（主に支払利息 （注））	-3,000	-130	-3,000	-115
経常利益	キ＝オ＋カ	123,900	5,387	210,200	8,023
解体自動車等年間引取台数		24,000	—	25,000	—
解体自動車等年間処理台数		23,000	—	26,200	—

（参考）

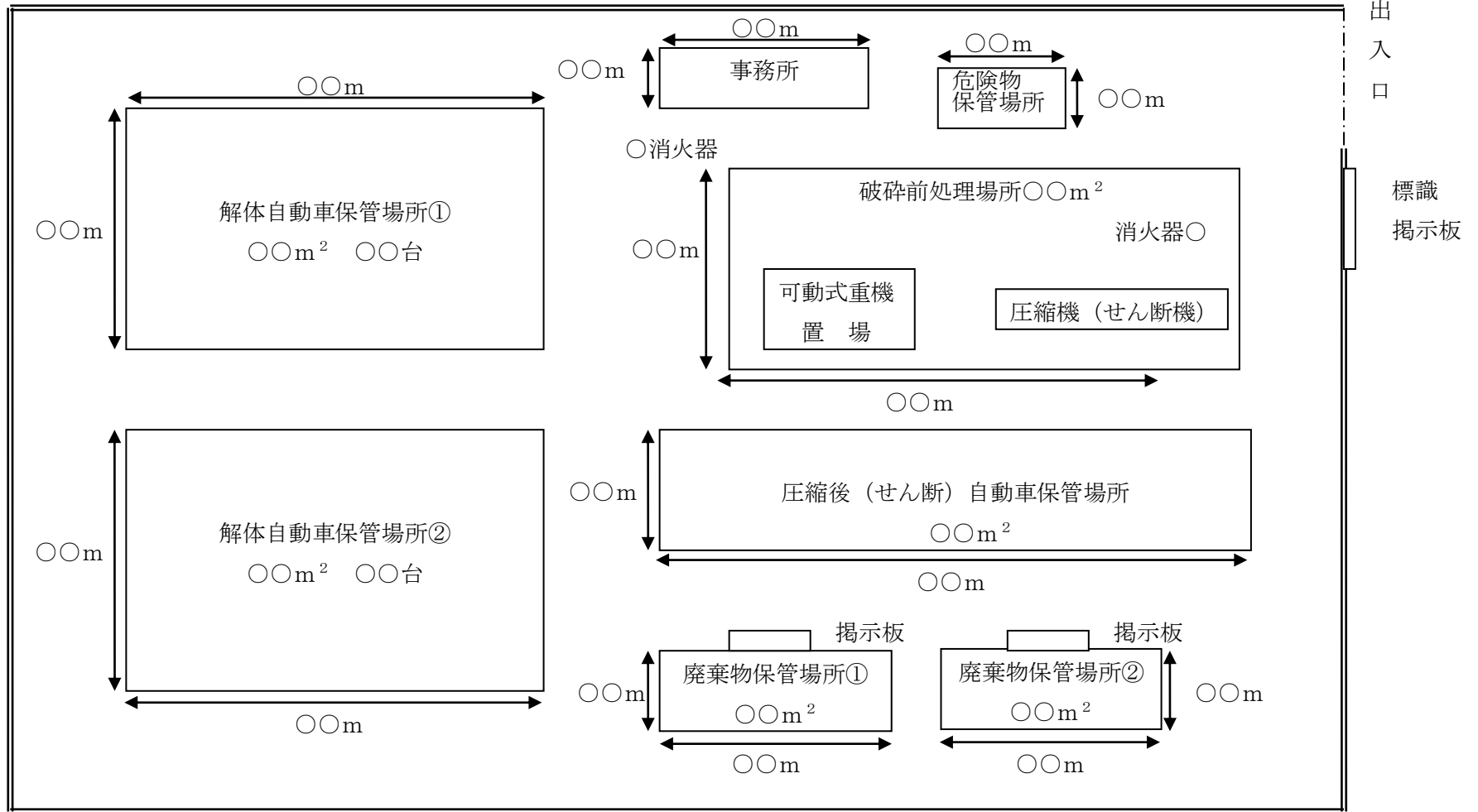
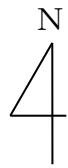
	前年度末	現在
負債総額（年度末残高）（千円）	100,000	100,000

（注）1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 解体自動車等購入費は購入費をプラス、引取・処分料金を徴収した分はマイナスで計上すること。

3 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

平面図記載例（破碎業用）



囲い高さ 〇〇m (安全鋼板)

使用済自動車の再資源化等に関する法律
(自動車リサイクル法)
更新許可申請・変更届の手引き

発行：柏市

編集：柏市 環境部 産業廃棄物対策課

初版：平成20年 4月

改訂：平成31年 3月

改訂：令和 2年 3月

改訂：令和 2年 6月

改訂：令和 3年 3月

改訂：令和 5年 2月

改訂：令和 5年12月